

11-330

336-74

法學博士上杉慎吉著

國民  
教育  
帝國憲法講義  
全

東京 有斐閣書房

序

近年暑中休暇ニ際シ各地方ヨリ帝國憲法ノ要領ヲ  
講義スルカ爲メニ出張センコトヲ請求セララルモ  
ノ頻リニ至ル予ハ夙ニ一般國民ノ憲法ニ關スル知  
識ノ缺乏セルヲ以テ深ク慨嘆スヘシト爲セルカ故  
ニ廣ク各地方ニ於テ此ノ如キ必要ノ感覺セララル  
ニ至レルヲ見テ大ニ慶喜ノ情ニ勝エス假令此ノ如  
キ請求ナシト雖モ此ノ機ニ乘シテ進ンテ國民教育  
ノ爲メニ公暇ノ許ルス限り全國各地方ニ於テ帝國  
憲法ノ要領ヲ講義スルハ憲法ヲ講究スル予カ職責

ナリト以爲ヘリ然ルニ予天性虛弱ニシテ炎暑ノ節  
各地ニ旅行スルハ健康ノ許ルササル所ナルヲ以テ  
此レ等ノ請求ニ從ヒ實際講義ヲ爲シタル地方ハ僅  
カニ二三ニ止マリ多クハ之ヲ辭セサルヲ得サリシ  
ハ予ノ最モ不本意ナリトシ苦痛トセル所ナリ今年  
夏某縣教育會ノ囑ニ應シ帝國憲法ノ要領ヲ講義シ  
タル際速記者ヲシテ之ヲ速記セシメ印刷ニ附シテ  
一般ニ頒ツコトト爲シタルハ幾何カ此ノ不本意ヲ  
醫セントスルノ微意ニ出テタリ講演ハ僅ニ六回ニ  
止マリ辛ウシテ帝國憲法ノ大體ヲ説キ得タルノミ

若シ之ヲ以テ平生國民教育ノ爲メニ憂慮スル所懷  
ノ一端ヲ滿タシ普通教育ニ從事セラレル人人ノ參  
考ト爲リ又一般國民ノ國家心ヲ養成陶冶スルニ資  
スルコトアラハ予カ不本意ノ念モ亦少シク安ンス  
ル所アラン

明治四十四年十月

上杉 愼吉記

國民教育 帝國憲法講義目次

第一 國權存在の理由……………二

(一) 國民教育……………二

國家生活の意識……………六

日本國民の自覺……………九

國家心及服從の徳……………一二

偏知教育及實利主義……………一五

(二) 國權存在の理由……………二五

虛無主義……………二八

自然存在説と個人意思説……………三一

歴史派……………三五

民約説……………三六

目次

反動の思想	四八
最高善	五〇
(三) 建國の歴史	五八
(四) 國權の目的	六五
權力の目的	六七
國際平和運動	六八
法の目的	七一
文化の目的	七二
社會政策	七四
第二 國家	七七
(一) 國家主義	七七
(二) 國家	八三
君主主義と民主主義	八五

國家人格説	八九
(三) 法律上の國家	九四
(四) 國權又は統治權	九九
(五) 統治權の總攬者	一一一
君主機關説	一一五
(六) 單一國家と聯邦國家	一二〇
(七) 國體	一二四
君主國體と共和國體	一二五
政體と國體	一三四
政體の區別	一三四
國體の永久	一四二
第三 天皇	一四七
(二) 天皇即國家	一四七

○ 憲法の特殊性……………一四七

○ 天皇……………一五〇

○ 神聖不可侵……………一五五

○ 我が國體の精華……………一五九

○ 國體の道德的基礎……………一五九

○ 君民合一……………一六〇

○ 明治維新……………一六六

○ 皇位繼承……………一七〇

○ 天祖の遺訓……………一七一

○ 天之日嗣……………一七四

○ 皇位繼承の範圍及順序……………一七六

○ 攝政……………一八六

○ 第四 憲法……………一九一

○ (一) 憲法……………一九一

○ 近世憲法……………一九五

○ (二) 帝國憲法の制定、欽定憲法……………二〇九

○ 憲法制定の趣旨……………二一〇

○ (三) 憲法と國權、國體及政體……………二一三

○ 固定憲法……………二一八

○ 憲法改正……………二二〇

○ (四) 國法の遵奉……………二二三

○ 遵法の徳……………二二三

○ 道德と法律……………二三四

○ 憲法と政治……………二三四

○ 第五 臣民の權利義務……………二三七

○ (一) 臣民の性格……………二三七

(二)	日本臣民	二四三
(三)	臣民の義務	二四六
(四)	自由	二五一
	天賦自由説	二五二
	自由主義	二五八
	天賦平等説	二六〇
(五)	保護	二六七
	要求權	二七〇
(六)	參政權	二七一
(七)	自由權	二七三
第六	統治の設備及方法	二七九
(一)	立憲政體	二七九
(二)	國會制度	二九二

	我國會制度の精神	二九四
	歐羅巴の國會制度	二九六
	非國民代表	三〇一
	非君主制限	三一二
(三)	帝國議會の構成	三一六
	兩院制度	三一六
	貴族院の組織	三二二
	衆議院議員選舉法	三二四
(四)	帝國議會の權能	三三七
	帝國議會の閉閉	三三七
	立法權の協賛	三四〇
	豫算	三四八
(五)	命令	三五八

(六)	裁判所	三六八
(七)	大權の獨立	三七四
○(八)	國務大臣及樞密顧問	三七七
(九)	立憲政體の本義	三八二

國民教育 帝國憲法講義目次 終

國民教育 帝國憲法講義

法學博士 上杉 愼 吉 著

是れより帝國憲法の要領に就て講演を致します、帝國憲法に就て必要な事項をお話するのは、國民教育の目的の爲めに致すのであります、講演は主として我が帝國憲法には如何なる事を規定してあるかと云ふ事に就て、大體の説明をするのであります、其の前に國家國權、法律といふやうな事柄に就て、少しばかり概念を與へて置く必要が有りますから、さう云ふ事から始めます。



## 第一 國權存在の理由

### (一) 國民教育

先づ第一に國權存在の理由に就て講演いたします、其の前に國民教育とは何であるか、是れに就て動もすれば世間に誤解があるやうでありますから、諸君は疾に御承知の事とは思ひますけれども、私の考へて居る所を簡単に述べやうと思ひます。

國民教育と云ふのは必ずしも國民の教育——善良なる健全なる國民を教育すると云ふ意味ではありません、身體が強健であり、智能が発達し、道徳上缺點のない人間といふものは、固より國民として善良なる國民であり、立派なる國民の資格として此れ等の事は皆必要であります、國民教育と云へば唯國民の教育——善い國民を教育するといふだけの意味ではない、外に特殊の意義があるのであらうと思ひます、即ち我が小學校令の第一條に依りまして、其の

趣旨を窺ひ知ることが出来ます、小學校令第一條には御承知の通り「小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シ道徳教育及ヒ國民教育ノ基礎並ニ其生活職業ニ必須ナル普通ノ智識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」とあります、唯た國民の教育と云ふ意味であるならば、身體の發達に留意し、道徳教育の基礎を興へ、生活職業に必要な智識技能を興へるといふ事だけで盡きて居る譯ではありませんが、其の外に國民教育といふものが必要である、國民教育の基礎を興へるのであると云ふ事を小學校令に於て明かにしてあるのであります、然るに動もすれば、國民教育といふものをば、立派な人間としての教育、人類としての教育と云ふ事と合せて仕舞つて、其の間に何等の區別をしないやうな考の人々も往々あるのであります、然らば國民教育とは如何なる意味であるかと云へば、人類として、人間としての教育の外に、國民としての教育と云ふ意味でありまして、我々人類が今日の如き國家的生活をして居る——多くの人類が集つて共同の生活をして、唯一の權力に服従して生活をして居る、其の生活の爲めに必要な

る教育と云ふ事でありませぬ、夫れであるから、細かに申すと、國民教育と云ふものは、國家とは何であるか、國家の權力とは何であるか、我が帝國の組織はどうか、云ふ組織になつて居るか、即ち國體はどうかであるか、又天皇が其の權力を行はるゝには、如何なる方法に依つて之れを行はるゝのであるか、と云ふやうな事に就て、國民の智識を養ひ、是れに對して、道徳的な強い信仰心を養ふと云ふやうな事が、國民教育の趣意であらうと思ひます、憲法に關する智識を與へ、國體政體の大體を知らしむると云ふ事が、所謂國民教育でなければならぬのであります、然るに或は國民は皆法律家になるのではないから、憲法を講釋すると云ふ事は必ずしも必要でない、と云ふやうに考へて居る者もあり、或は國民教育として憲法の講釋をする事に反對の人もあるやうであります、併かしながら、人類の教育、人間としての國民の教育と云ふものゝ外に、國民教育なるものがある、と云ふ事は認めなければならぬと思ひます、然らざれば、小學校令に於て道徳教育、身體の發達、智識技能の教育の外に、別に國民教育と云ふものを

四

掲げた理由が分らぬのであります。

今日の人類には、唯今申した所の國民教育といふ事は、到底離る可らざる必要なる關係を有つて居るのであります、左様に申す理由は、今日人類と云ふものは、國家的生活を營んで居らない人類は全く無いのであります、即ち國民としてに非ざる人類と云ふものは、今日我々は想像する事は出来ません、固より阿非利加の内地に居る野蠻人の如きには、國家、國民といふことはありませぬけれども、斯の如きものは生理上の意味に於て人類といふ事は出来るかも知れませぬけれども、倫理上の意味に於ては人類といふ事は出来ないのであります、是れは社會學者、倫理學者、其の他多くの學者が同様に認めて居る事でありませぬ、故に國民としてに非ざる人類といふものは、到底認むる事は出来ません、事實として存在して居らないと云ふ事が出来るのであります、従て我々は人類として世の中に出ると同時に、國民となるのであつて、將來數千年數萬年の後の世の中は、人類の歴史がどう變るか、夫れは豫言は出来ませぬし、又數千年前の

事は別論でありますが、今日の開明したる人文の有様に於ては、國民といふ事は直ちに人類といふ事になると云ふても宜しいのであります。言葉を換へて申せば、國民であること云ふ事は我々の人生の全部であります。開明したる今日の人間は、或る時は國民として働き、或る時は人類として働くと云ふやうな事は、殆ど想像する事は出来ない、人類として活動すること云ふ事は、常に國民として活動すること云ふ事になるのであります。即ち國民と云ふ事と人類と云ふ事は一致して居る、さう云ふ點に就て、モット委しい説明を致したいのであります。夫れだけに略して置きます。

事實は左様でありますから、此の事實より見ますれば、國民教育といふものは、いかばかり必要であるか、ドレだけ重要な意味を教育上有つて居るか、と云ふ事は、極めて明白であらうと思ふのであります。或る時代に於ては、國民たることは、必ずしも人類の教育と云ふ事と、密接離る可らざる關係があると云ふ事を認められなかつた時代もあるのであります。夫れであるから、昔の人の教育

育に關する議論を御覽になると、例へば有名なジャン、ジャック、ルソーのエミール杯を見ても、人類としての教育をすること云ふだけで、國民として教育をすること云ふ事は、少しもなかつたのであります。併かし乍ら、さう云ふ時代に於ても、矢張り國家を離れたる人類、國家の權力に服従せざる人類と云ふものは、實際に於て無かつたのであります。唯たさう云ふ事を明かに意識する事が十分でなかつたのである。國家生活を意識し、國民たる事を自覺いたしたのは、第十九世紀以來、今日に於て一の著しい現象であります。西洋の歴史を見ましても、昔の希臘時代には、國家、國民と云ふ事は、人の心の中に餘程明白に強く意識せられて居つた。當時プラトラー、アリストートルと云ふやうな哲學者の書いたものを御覽になると、國民といふ事と人類と云ふ事は離る可らざるものである。殆ど同じものであると云ふ風に考へて居つた事が分るのである。例へばアリストートルの有名な言葉に「人は政治的動物である」と云ふ事がある。當時の希臘の政治的と云ふ言葉は、今日の言葉に翻譯すれば、公共的、團體的又は國家

的と云ふ様な意義であります。人間は生れながら國家的動物であると申す意味合ひであります。希臘時代に於ては、斯の如く國家、國民と云ふ事を、各人が強く明瞭に意識したのでありますが、其の後に至つて、西洋に於ては、耶蘇教が非常なる勢力を以て傳播いたし、一般人類の信仰となつた爲めに、段々に國家と云ふやうな考が薄くなつて來て、事實に於ては國家生活を一日も離れた事はなく、國家に従屬せざる文明人といふものはなかつたのであるけれども、各人は人間の一舉一動は皆國民としての一舉一動である、國家に従屬して居ると云ふ事が人の生活の基礎であると云ふ事を、希臘時代に於けるが如く明瞭に強く意識しないやうな有様となつたのであります。然るに第十九世紀の半ばごろより今日に至つて、再び非常なる勢を以て、各人が此の事を明瞭に且つ強く意識する事となつたのであります。さう云ふ風になつた原因は色々ありますが、兎に角、之れを以て中世に比して最も目に立つて著しき近世の特色と申さなければなりません。

殊にさう云ふ關係は、我が日本帝國に於て著しいのであります。我が國に於きましては、建國以來人民は國家の權力に服従し、一日も國家生活を離れた事はない、事實に於て國家の權力に服従せず生活したと云ふ事は暫くもないのであります。さう云ふ事が人の自覺となり、明瞭に意識せらるゝと云ふ事は殆どなかつたのであります。夫れは諸君が日本の歴史を讀んで御覽になつて能く分つて居る、なせ、各人が我が國のやうな鞏固なる團結を成して居る國家の中に住んで居りながら、夫れを知らなかつたか、意識しなかつたかと云ふ事は、歴史家又は文明批評家は色々面白い研究をする事でありませうが、兎に角事實としては、國家と云ふ事を意識し、國家權力を自覺すると云ふ事は殆どなかつたのであります。夫れが明治の今日に至つては、非常な勢を以て各人の自覺となり、各人が國家と云ふ事を意識し、我々は日本國民である、と云ふ事を自覺するに至つたのである。是れは我が國に於て、人心の上に生じたる千古未曾有の一大現象と見る事が出來ます。西洋に於ても、此の頃に至つてさう云

ふ事が人心の上に明かになつたのでありますけれども、我が國に於ては殊に著しい、明治以前に於て國家意識の弱かつた程度も、西洋よりは多いのであります。今日國家權力を國民として意識すると云ふ事が強く明瞭になつたのも、西洋諸國に比して餘程著しいのであります。何れの國に於きましても、交通の開けない時代に於ては、國と云ふものは自分の國だけであると思ふて居つた、夫れは日本でも、支那でも、西洋でも、皆同じ事であり、然るに今日交通が盛になつて、直ちに他の國と接觸するやうになつたのでありますから、國家と云ふ事を意識し、國民であると云ふ事を自覺する事が明瞭になつて來たのであらうと思ふのであります。我が國に於ても、明治このかた、さう云ふやうに人心に變動の生じたのは、同一原因に出づるのであらうと思ひますが、原因は唯ださう云ふ事のみでは、逆も説明は出來ぬと思ふ、尙ほ其の他に色々の原因があらうと思ふのであります。夫れに就ては餘程面白い研究が出來るのであります。夫れは略して置きます。

希臘時代に於て、國家と云ふ思想が明瞭に自覺せられたと云ふのも、希臘と云ふ狭い處に、澤山の國が並んで出來て居つた爲めに、互に自分の國は他の國とは違ふ、自分はアゼンスの國民であるとか、自分はスパルタの國民であるとか云ふやうな事を、明瞭に意識したから、であります。丁度今日の交通の開けた世界の有様は、昔の希臘時代の有様を擴張したやうなものでありまして、從て國家と云ふ事の自覺、國民としての意識が明瞭になつて來たのであらうと思ふ。其の最も著しき事は、今日何れの國に於ても、帝國主義——人が名けて帝國主義と云つて居りますが、帝國主義と云ふ事が盛に行はれて居るのであります。帝國主義と云ふのは、己れの國家と他の國家とを區別して、己れの國家の進歩發達を圖るのである、國民としての自覺、國家の意識が最も明瞭に發表せられたものであるのであります。今の世界に於て、一國として存立して居る以上は、國際の競争が非常に激烈でありますから、其の間に競争をして行きます。中には、國家は退て滅びるか、進んで其の勢力を擴張し、所謂帝國主義を行つ

て他の國家を倒しても、己れの國家を盛ならしむるか、此の二つの外に途は無  
いのであります。夫れ故に、政治上、外交上、實際に人類の活動は、帝國主義と云ふ  
事が總て其の中心となつて來た。従て國民は、此の帝國主義の内に居る所の國  
民として、國家と云ふ事を自覺し、己れは人類たると同時に國民である。云ふ  
事を明瞭に意識する事が盛になつて參つたのであります。國民教育と云ふ事  
の必要なのも、今日ほど必要な時勢はないのであります。實際上世界の  
大勢は、斯の如き國家と國家とが衝突して、何處までも己れの權力を張らなければ、  
其の國家は滅びるであらうと云ふやうな有様であり、人の精神の上に、名づけ  
て國家心——さう云ふ熟字はないかも知れませぬけれども、先刻來述べて居  
る事を一口で申す爲めに私は從來國家心と云ふ言葉を使つて居りますが、國  
家心と云ふものが強く人の心の中に存在するやうになつて來た。斯う云ふ世  
界の状態でありますから、國民教育と云ふ事は、どうしても、古來見ざる所の必  
要の程度を以て進められなければならぬのであります。國民は國家活動の基

礎でありますから、國民が國家と云ふ事を自覺せず、自分は國家の一員である、  
國民である、と云ふ事を明瞭に意識しなかつたならば、其の國家と云ふものは  
到底強く且つ固いと云ふ事は出来ないのであります。進化論者は人類の他の  
生物に比して生存競争に強いのは、團結をする、と云ふ事に由ると云ふた、生物  
進化論には私は必ずしも同意ではありませんが、併かし、さう云ふ事實がある  
と云ふ事は認める、人類は團結と云ふ一の武器を持つて居るのであつて、此の  
團結の能力を以て他の生物に對しても強い地位を占めて居る、人類相互の間  
に於ても、團結の強いものが、他の團結の弱い者よりも有力である、と云ふ事は、  
明かに認め得べき事實であります。夫れでありますから、今日國民たるものは、  
どうしても強い國家心——言ひ換へれば、強い團結を成すと云ふ心、國民とし  
て自分は存在して居ると云ふ事を強く自覺し、意識すると云ふ事が、非常に必  
要な譯であるのであります。國家は偶然に盛なる事は出来ぬのであつて、國民  
教育といふ事が盛に行はれ、國民としての訓練、國民としての國家權力に對す

る信仰、之れを自覺し意識して、己れの精神の基礎とする。云ふ事が盛でなければ、國家云ふものは到底發展する事は出来ぬ、而して今日の時勢は、先刻來申す如くであり、人類は本來到底國家云ふ事を離るゝ事は出来ぬのでありますから、繰返して申すが、國民教育云ふ事は重要な意味を有つて居るのであります。

人類が國家を成し國民として生活すると云ふ事は、團結を爲して他人と共に生存すると云ふ事であり、自づから己れを多少犠牲に供する。——自分、分を捨て、公の爲め多數の團結の爲めに盡すと云ふ事が、其の根本の精神となるのであります。されば國民として國家を自覺し國民たる事を意識すると云ふ事を先刻來申しましたが、夫れが人類の活動として現はれる時には、各人は國家權力に服従する、己れを捨て、公の爲めに盡すと云ふ所の道徳となるのであります。さう云ふ犠牲の心と云ふものは、國民としての活動上基礎たるべき道徳であるのであります。是れは後にも述べますが、我が國に於ては、知ら

ず識らずの間に、昔からさう云ふ公に報する所の道徳心と云ふものが、國民の間に發達して居りまして、古來之れを名つけて忠孝と云つて居る、忠孝と云ふのは詰り己れを犠牲に供して公に盡すと云ふ心——我々が今日解釋すればさう云ふ意味であらうと思ひますが、さう云ふ國民たるに必要な犠牲の精神を養ふのは、國民教育上最も必要な所であると思ひます。

獨逸に於きましては、三四十年前より、矢張り國民教育と云ふもの、必要を盛に唱へる者が出て來たのであります。當時の人の書いたものを見ますと、獨逸の小學校其の他普通教育といふものは、どうしても智識の教育に偏して居る、人間を唯だ人間として教育すると云ふ事に偏して居る、國民としての犠牲の心を養ふ、夫れには國民としての自覺を養はなければならぬのであります。が、さう云ふ事が缺けて居る、唯だ智識の教育にのみ偏つて居るから、之れを改めて、國民として——國家の一員として之れを教育し、國家心を發達せしめ、國家に對する犠牲の心、國に報する奉公の念を養はなければならぬと云ふ事を、

學者政治家が盛に唱へたものであります。さう云ふ教育は、佛蘭西の如き共和國に於ては、獨逸に比して餘程前から發達して居る。佛蘭西に於ては憲法を普通教育の一科目として、倫理道德の教育の一部として授けると云ふ事が、餘程前から開けて居る。又瑞西共和國に於ても、前から憲法の教育をすると云ふ事が開けて居る。是れは餘程理由のある事であらうと考へる。共和國に於ては君主國に於けるよりも、人民が皆一人々々憲法を能く知つて居ると云ふ事が、さうしても必要である。さう云ふ事が共和國の存在して行く重なる原因でありますから、佛蘭西の如き、瑞西の如き共和國に於ては、國民教育が早く開けたものである。と云ふ所から、當時獨逸人は奮激して國民教育を盛にしなければならぬと云ふ事を言つて居ります。我が國に於ても、普通教育は非常な勢を以て發達した。維新以來我が國に於て發達した種々なる事柄の中で、普通教育の發達といふ事は、先づ第一に指を折らなければならぬ事であると思ひます。然るに、國民教育と云ふ事は、重んぜられて居るかと思すに、私は今日の普通教育に

於て、先刻來申す意味に於ての國民教育が行はれて居る有様に大に不満足であります。小學校令にはあゝいふ事を掲げてあつても、實際の教育としては、智識の教育に偏重して居る。又は人間として教育するといふやうな事に偏つて居ると思ふのであります。又今一つは、是れは今日世界何れの所に於ても、著しき現象であります。が、經濟の發達と云ふ事が、昔に見ざる有様である。其處で矢張り經濟の非常なる發達が、普通教育の上にも及んで來て、所謂職業教育——人を經濟上の一員として教育する、經濟人として人を教育すると云ふ事が、餘程盛になつて居る。我が國に於ても亦さう云ふ傾向が見えるやうであります。さう云ふやうな、人類として人を教育する、經濟人として職業に必要な人間として教育すると云ふ事も、無論必要であつて、夫れも國民として必要な資格でありますけれども、我々の趣意より申すと、此れ等の教育も皆、國民としてさう云ふ事が必要であると云ふ見地より考へられなければならぬと思ふのであります。我が國の明治以來の人心の變動、文明の有様に就ては、未だ委しい研



究をした人もありませぬが、最も注目すべき事柄であつて、而かも人が左程考へて居らぬやうな事が澤山ある、其の一例として申せば、明治以來一方には智識を重んじ過ぎると云ふ事が盛になつて居るの、今一つは實利主義、唯今申す所の經濟上の關係を重んずると云ふ事に偏して居る傾向がある、さう云ふやうな思想が盛であるのは、どう云ふ原因に出づるのであるか、我が國民は古來決して實利一方の國民ではない、又智識のみを重んずる國民ではありませぬ、由來強い道德、信仰の心を有つて居り、實利の外に貴ぶべきものがある、云ふ事を知つて居る國民であらうと思ひます、然るに、明治時代の人心が、智識を偏重し、實利を重んずると云ふ風に傾いて來たのは、我が國に於て最初西洋の思想を傳へ、教育の中樞になつた人達が、皆智識を重んずる主義の人、又は實利主義の人であつた、是れは一つは、我が國に西洋の思想の傳つたのは、重に英語に依つたのであるが、英吉利は御承知の如く實利主義、物質主義、利己主義さう云ふ思想の本場であり、其處に行はれて居る英語が、我國に於て最も早く

より行はれた書物を讀むと云へば英語の書物を讀んだ、さう云ふ事が一の原因でもあらうかと思ふ、又西洋の物質上の進歩、鐵道の發達であるとか、蒸氣機械、電氣事業のやうな物質上の文明が、如何にも目覺ましいものであるから、我々とても、何時までも、武士は食はねど高楊枝杯と威張つて居る譯には行かぬ、大に金を儲けなければならぬ、實業を獎勵しなければならぬと云ふやうな事を唱へたのが、非常な勢を以て發達した、夫れは如何にも自然な已むを得ざる道行きであらうと思ふ、而して夫れは、我國最近三四十一年間の、世界を驚かした大進歩の原因であつて、さう云ふ風な思想を我が國に傳播せしめた先輩學者の功績は、何處までも没する事は出來ぬ、立派な功績として賞讃しなければならぬが、さう云ふ思想は今日に至つて見ると、又人心の上に非常な弊害を及ぼして居ると云ふ事を考へなければならぬのであります、此の點は殊に諸君の御研究を煩はしたいと思ふ、我が國の哲學思想、さう云ふむつかしい事だけでなく、普通一般人間の考といふものが、餘程智識を偏重する、實利をのみ重んず

ると云ふ風に傾いて居りはせぬかと思ふ、又さう云ふ事を餘程西洋風な、ハイカラな思想と一般に思ふて居るやうである、西洋人といふものは實利一點張り、金の外は義理も人情も無いものであるとか、西洋人は非常に科學を重んずる、道德だの信仰杯と云ふ事よりも、物を識ると云ふ事を重んずる、斯う云ふやうな考が何となく世の中に行はれて居る、夫れが爲めに、人心を傷つて居るものがある事は、大に認める事が出来る、私は思ふのであります、近來種々の――一口に名つけて危険思想と云ふて居りますが、さう云ふ思想と云ふものは、色々の原因より發生して居るであらうが、一つには矢張り唯今申したやうな智識を重んずる考、實利を主とする考より出て來たものであらうと思ふ、近來は我國に於ても色々妙な突飛な事柄が起つて來る、一口に危険思想と云ひますけれども、危険思想と云ふて居らないものでも、餘程危険なものが澤山あると思ひます、さう云ふ今迄思ひも寄らなかつたやうな、不思議の事柄が續々發生して來たのも、唯今申したやうな思想が餘程廣く弘まつて居ると云ふ事が、

原因になつて居りはせぬかと考へるのであります、夫れであるから、明治の文明を是れだけ進歩させた思想は、其の教育上の功績と罪過と、相償ふと云ふても宜いと私は思ふ。

以上の様な考を本として、私は國民教育として、帝國憲法の要領をお話したいと思ふのであります、或は又一方には、憲法の講義をすれば、何か危険思想に對する救済の藥を投ずるかのやうに思ふて居る者もある、如何にも憲法を教へて、我が國家はさう云ふ組織になつて居るかと思ふやうな事を明かにするのは、所謂國家心を強からしむる原因であつて、危険思想に對する無論有力なる救済であるけれども、毒藥を飲むと、其の代はりに又毒解しの藥を飲む、さうすると毒が消へて仕舞ふのである、さう云ふ風に憲法の講義を考へて居る人もあるやうであるが、夫れは稍極端で、却つて其の反動を生ずる虞があらうと思ふ、私は夫れほどには考へぬけれども、憲法の教育――憲法の要領を一般の普通教育に従事せらるゝ人々に傳へて置くと思ふ事は、甚だ必要であらう

と思ふので、此の講演の請求がありました時にも喜んで承諾いたした譯であります。

夫れで憲法の講義は所謂國家心を養ふ爲めに、國民教育の目的の爲めに、之れを講義するのであるが、憲法にはどう云ふ事が定めてあるとか、帝國憲法はどうか云ふものである云ふ事を説明いたすのは、夫れは矢張り一の智識を興へるのであります。斯う云ふ事になつて居ると云ふ事を認めるのであるから、一の智識である、どうか諸君は、私の申した事を以て、實際の普通教育に従事せらるゝ場合に、其の智識を以て國家心を養ひ、國家權力に對する道徳的信仰を養ふと云ふ事に、活用せらるゝ事を望むのであります。詰り國民教育といふ事は、其の方法として憲法の智識を興へるのであるが、其の應用は國民に向つて國家心を養成する、國民たるの資格、我が日本帝國の永久なる存在に向つて固い信仰を養ふ、國家權力に對する堅き服従の心を養ふ、服従の心——我が國では古來忠孝と云ふて居る犠牲の精神を養ふと云ふ事が、國民教育の活用になる。

のであります、此の活用を希望するが爲めに、私は其の目的の爲めに、憲法の説明を致すのであります。

憲法の説明に就ては、帝國憲法の條文といふものは七十何ヶ條ありますが、是れに就て、我が國の憲法學者、憲法を専門に研究して居る學者の間に、色々異つた學說があります、本來學說といふものが幾つも行はれて居ると云ふのは、普通の状態ではない、眞理と云ふものは唯一つでなければならぬのである、二と二を加へれば四になると云ふ事に對して、同時に二と二を加へれば五となる、と云ふ説が存在する譯はないのであります、然るに憲法のやうな學科に於きましては、正反對の學說が世の中に存在して居る、我が國に於てもさうであります、私は憲法を専攻して居る學者として、自分の執る所の學說を眞理と信じ、て居る、さうでなければ無論主張は出来ませぬが——従つて己れの説と違ふものは絶對的に偽である、嘘である、と見て居るので、夫れに對して少しも寛大な心を有つて居らぬのである、學者の間には、反對説に對して餘程寛大な取扱

ひをする者もありますが、私の學風として、一の事柄に對する解釋、殊に帝國憲法の精神趣意に對する解釋の如きものは、或る解釋は正しいか正しくないか、二つに一つであつて、雙方折衷して認めると云ふやうな事は、到底出來ぬと考へて居る。夫れで、反對説に對しては、最も嚴格な態度を以て、之れを排斥して居るのであります。私が講演を承諾して、諸君に憲法の要領を説明いたさうとする趣意も、一は其處にある。間違つた説が世の中に大分行はれて居るから、夫れを排斥して、我々が信じて居る所、而して夫れが帝國憲法の眞を得て居ると思ひますが、夫れをどうかして可成廣くお傳へをしたい、殊に國體に關する事に就きましては、飽くまで異説を斥けなければならぬのでありますから、私は私の信ずる所を諸君に説明したいのである。之れを前提として次に國權存在の理由といふ事をお話いたします。

## (二) 國權存在の理由

國權存在の理由と云ふ事をお話いたします。國權はなぜ存在して居るか、どう云ふ理由があつて存在して居るのであるかと云ふ問題であります。斯う云ふ問題は、一般に誰でも普通に起すものでない、我々は生れた時から國の權力に其の儘服從して居る、なぜ國の權力といふものが存在して居るか、どう云ふ理由があつて、我々は服從しなければならぬか、さう云ふ問題は一般に考へられて居らぬのであります。併かし乍ら、斯う云ふ問題に就て、合理的の説明を與へず、唯だ夫れを事實と認めて置く、例へば朝太陽が東に上つて、夕方は西に没する、なぜさう云ふ事があるか、そんな事は何故と云ふ理由を研究するには及ばない、唯だ事實と認めて置けば宜しい、又夫れは我々の信仰である、理屈も何もない、我が國に於て天皇の權力に國民が服從して居ると云ふ事は、我々の先天的の信仰を成して居るのであつて、其の理由は考へぬでも宜しい、斯う云ふ

思想もありますが、前に申した如き國家心を養成すると云ふ上に於きまして、先づ第一に此の國家の存在、國の權力の存在といふ事に對して、合理的の説明を與へると云ふ事が必要であるのであります。斯う云ふ事は通常人は疑問としないのでありますけれども、段々人の思索——物を考へるといふ事が開けて參りますると、當然疑問として起つて來なければならぬ事でありまして、國家權力といふものは如何なる働を爲すか、目前現はれた事に就て見ましても、我々が汗水垂して働いた結果得た所の財産の一部を、國家權力は取上げる事が出来る、假令我々が之れを拒んでも取上げる事の出来る力を有つて居るのであります、又我々の身體をも取上げる事が出来る、租税として我々の財産の一部を取上げる事も出来れば、又國家の戰鬪力を作る所の兵隊として、無理に我々の體を持つて行く事も出来るのである、さう云ふ租税兵役の關係は未だ餘程緩いのであります、夫れよりも強く、我々の生命をも奪ふ事さへ出来る、人類の活動としては、自分の生存を妨げる所の他人があれば、其の他人を殺すと

云ふ事は、常に人類のする事でありまして、さう云ふ事をしたなれば、國家は直に其の者の生命を奪ふ力を有つて居る、或は夫れより程度の低い場合には、數年の間自由を奪ふ、さう云ふ力を有つて居るのである、人を殺したと云ふやうな場合に就て見ましても、實際殺したか殺さぬかと云ふ事は事實であるから、明瞭な譯でありますけれども、動もすれば不明瞭な場合がある、誰が殺したか分らぬと云ふやうな場合にも、國家の裁判所は此の者が殺したと認めれば、其の者の生命を奪ふ事が出来る、夫れに就ては國家のみ判斷するのであつて、他人は一言たりとも之れに對して抵抗は出来ぬのであります、さう云ふ強力を我々は現に認めて、夫れに服従して居るのであるが、さう云ふ力といふものは、如何なる理由があつて存在して居るか、さう云ふ道徳上の理由があつて、我々は夫れを正當なりとしなければならぬか、今日私の親を或る者が殺す、私は其の殺した者を自分で殺すといふ事は出来ない、併かし乍ら、國家は之れを殺す事が出来る、さう云ふ力は何故に存在するか、斯う云ふ問題が國權存在の理由

といふ問題でありまして、多少の思索をする者には當然起り來るべき疑問であります、我々には國家心が必要である、國民としての存在は、今日の文化の程度に於ては、人類としての存在と云ふ事の全部であると云ふ事を言ふけれども、此の問題に就て合理的説明を與へざる以上は、さう云ふ國家心を養成するといふやうな事も亦出來ぬ譯であります、夫れでチョット聞きますると、國權は何故に存在するかと云ふやうな問題は、哲學者が暇に任せて考へて見る、關人のする事のやうに見へますけれども、決してさうではなくして、實際に適切な問題であるのであります、加之、今日に於ては、此の國家權力といふものを否認する思想が、世の中に發生して參つて居る、一度びさう云ふ思想が發生して來ましたならば、唯た是れは一の事實である、人の信仰に屬する事であると云ふて、打捨て、置く譯には行かぬ、國權存在の事實に對して合理的なる明瞭な説明を與へなければならぬのであります。

國家の存在を否認する思想といふのは、一口に之れを言へば、虛無主義——ア

ナルキズムと云つて居ります、虛無主義は又無政府主義とも云ふて居る、無權力主義、無國家主義といふ方が宜い、さう云ふ一部の思想がありまして、國家權力なるのはどうしても正當のものとして認むる事は出來ない、何の理由があつて我々が承諾せざるのに、我々の財産を奪ふ事が出來るか、我々の身體生命を奪ふ事が出來るか、國家といふものは本來いらぬものだ、さう云ふものがあるから我々は是れに服従しなければならぬが、元來不必要なものであるから、其の權力も亦正當なるものではないと云ふ議論をば、虛無主義といふのであります、社會主義といふのは、アナルキズムとは違つて、多數の人の團結の中心の權力といふものはなければならぬと云ふ事を認めて居る、併かし乍ら、今日の如き國家權力は之れを否認する、別の形に於て——違つた種類の中心の力はなければならぬと云ふのであつて、虛無主義のやうに、絶對的に、國家權力といふものを排斥するものではありません、矢張り今日存在して居る所の國家權力に對しては、敵となり、反對の態度を取つて居るのであります、さ

う云ふ思想があります以上は國權存在の意義の説明といふものは決して哲學者の閑事業ではない、目前必要な問題となつて居るのであります、殊に人類は其の生存を遂げ發達を圖る場合に於て、己れの生存發達に有害なるもの、及び有害ではなくとも有益でないものに對しては、之れを邪魔物として排斥し、破壊しやうとして常に活動して居るのであります、人力を以て奈何ともすべからざるものは仕方がないけれども、人力を以て奈何ともすべからざる自らの現象に對しては、雖も人間は己れの力を以て或る程度の變更を加へる事が出来る限りは、矢張り、有害なるもの、又は有益でないものに對しては、之れを破壊する事を常に努めて居る、例へば數十日歩かねば行く事の出来ない所に鐵道を拵へて早く行くやうにするとか、家を建て、雨露を凌ぐとか、出来るだけの力を盡して有害の物を除き、有益でないものを除いて、我々人類の生存發達に有益なるものを多くしやうと力めて居る、況んや人力を以て動かし得る事柄に就きましては、どう云ふものでも有害なるものは之れを破壊しやうと努

めるのであります、國家、國權といふやうなものは、矢張り人の意思を以て動かし得ると云ふ考を起さしめ得べきものであるから、若しも國家といふものは要らない、國權といふものは存在すべき理由がないと云ふやうな事になりますれば、固より意思を備へ活動力を有つて居る所の人類が、是れに向つて破壊を試みやうとするに至るのは當然であらうと思ふ、夫れであるから、理屈の上より云ふても國權存在の理由を説明するのは必要であります、なせ、我々は此の國權といふものを保存しなければならぬのか、我々は自己の活動を制限し、己れを捨て、犠牲の心を以て、國家權力に服従して、之れを永遠に存続せしめなければならぬか、其の合理的説明といふものが必要になつて來るのであります、夫れが國權存在の理由といふ問題の意味、又其問題の必要な所以であります。

國權の存在といふ事に就ては、古來二つの反對した思想がある、一は是れは自然の事實であつて、人力を以て如何ともすべからざる事、恰も太陽の東に上るが

如く、又水は水素と酸素より成つて居るものであるといふやうな自然の事實であつて、なせ太陽が東に上るか、なせ水が酸素と水素より成つて居るか、夫れはいけないからと云ふて變へる事は出来ぬ、夫れと同じやうな自然の事實である、斯う云ふ風に見て居る思想と、又一方には人類社會には國家は無くとも宜しい、國權なるもの存せずとも宜しいが、人類は夫れではどうしても生存發達を十分遂げる事が出来ぬと云ふ事を考へて、其の結果、皆が寄合つて相談し合つた後に、各自の承諾に依つて、斯う云ふ國家と云ふものを拵へた、丁度電車や鐵道の事業を起すが爲めに、大勢の人が寄合つて一の株式會社を拵へるといふやうな風に、國家といふものを拵へた、斯う云ふ二の思想があるのであります、前の思想を自然存在説と名づけければ、後の思想は個人意思説とでも云ふ事が出来ます、自然の存在として、夫れで満足して居る思想は昔から行はれて居る、其の一步を進めた説明としましては、人類といふものは天賦自然の有様に於て、決して同等なものではない、腕力も違ふ、男女の性も違ふ、年齢も違ふ、智

力も違ふ、さう云ふ事が自然の有様であるから、強い者が弱い者を壓倒して、之れを其の強力の下に服従せしむるといふ事は自然の勢であつて、どうしても已むを得ざる必然の状態である、斯う云ふやうな説明があるのであります、生物進化の議論を唱へる人々——生物學者及び生物學の議論を信じて國家に關する學問をする人は、此の思想に賛成をして居る、併かし乍ら、先刻も申した通り、是れは已むを得ざる自然の成行である、事實であるといふだけでは、どうしても人類は意思——活動の能力を備へて居り、精神を有つて居る以上は、夫れだけの説明では満足する事は出来ないものであります、我々に向つて國權の在るといふ事が事實である、さう云ふ事實でどうする事も出来ないのだと無理推しに言ふた所が、精神を具へて居る所の人類でありますれば左様でございますかと云つて黙つて居ると云ふ事は出来ない、我々の心の中には、直ぐに、事實であらうが何であらうが、夫れは正しいかどうか、我々は己れの力を以て之れを究めなければ満足する事は出来ないものであります、加之、此の思想は餘程危



險な思想である、強い者が弱い者を押へて服従せしめて居る、夫れが自然の成  
 行、事實であるから、之れを認めなければならぬといふのであるから、是れは直  
 ちに國家の顛覆、革命を正しいとする思想であります、若しも或る一人が非常  
 に強いならば、今日在る所の國家を顛覆して、自分が權力を握るといふ事も、夫  
 れも必然正しいと云ふ事を論理上云はなければならぬのでありますから、此  
 の思想は國家を事實として認めると云ひますけれども、却て國家を認めざる  
 と同一の結果、國家無き有様を認めるやうな結果になるのであります、即ち自  
 然の有様に於ける人の強弱相食む有様を正當なりとするのであります、佛蘭  
 西革命の時代に於きましては、革命といふ事は正しい、現に存在して居る所の  
 佛蘭西の國家を顛覆して新しい國家を作るといふ事は正當であるといふ事  
 を唱へた者があるのであるが、自然の事實を認めるといふ思想は自ら革命を  
 是認する危険なる思想であります、此の思想は無政府主義や社會主義の如き、  
 國家の存在を否認する思想と殆ど擇ぶ所はない、寧ろ或は夫れよりも危険な

思想であると云ふても宜しい、ヘーゲルと云ふ哲學者は「總て存在する者は正  
 しい」と云ふて居る、例へば此處に茶碗なら茶碗があれば、なせ存在するか、さう  
 云ふ理屈を問ふには及ばぬ、存在して居るといふ事が既に正しいのであると  
 云ふて居るが、是れが後に歴史派——物を總て自然の成行に依つて説明する  
 思想となつたのでありますけれども、夫れは殆ど問題を答へて居りませぬの  
 みならず、餘程危険な思想である事は、唯今申した如くであります、歴史派の思  
 想は總て人事と云ふものは、自然の成行であると言ふので、例へば言語と云ふ  
 ものは自然に發達したものである、日本人が此の物を茶碗と名づくるに就て  
 は理由も何もない、自然にそうなつて來て居るので、夫れが正しいとか正しく  
 ないとか云ふ理屈はない、存在して居るから正しいのである、是れは理屈では  
 ない、國家の權力、法律、總て同じ事である、丁度草木の成長した如きものである、  
 斯う云ふ風に言つて居るのであります、併かし乍ら、我々は夫れではどうして  
 も満足は出來ないから、茲に國權存在に對する合理的の説明を要求するやう

になるのであります。

此の問題に就て最も明瞭に説明を與へて居るのは、是れと反對の思想と申し  
た所の個人意思説であります。是れは諸君は既にお聞きになつて居るであり  
ませうが、ジャン・ジャック・ルソーの民約説——有名な社會契約説といふもの  
であります。ルソーの民約論といふものは、我が國に於ても明治十何年頃には、  
大分盛に唱へられた佛蘭西の有様を喜ぶ人達は、ルソーの民約論を翻譯して、  
頻にさう云ふ思想を唱へたものである。夫れは如何なる説であるかと申すに、  
簡単に申せば、人間といふものは生れながら自由のものである、生れた時より  
平等のものである、各人は平等且つ自由のものである、夫れが或る一の權力に  
服従して己れの自由を失ふと云ふ事は、其の人自ら之れを承諾しなければあ  
り得る事ではない、例へば此處に二人の人が居りますれば、其の内の一人の者  
が今から公園に散歩しやうと考へても、他の一人を無理に連れて行くこと云ふ  
事は出來ない、若しも二人で公園へ行くならば、二人共に之れを承諾した結果

でなければならぬ、何となれば人類と云ふものは本來自由平等なものである  
から、本人が承諾せざるに他人に服従する、自由を失ふと云ふ事はない譯であ  
る、夫れであるから國家を成し國權に服従すると云ふのも、亦各人の自由なる  
同意の結果でなければならぬ、承諾の結果でなければならぬ、夫れ故に國家と  
いふものは各人の契約、約束に依つて出來上つたものである、國家無き以前——  
自然の状態に於ては各人皆自由である、己れの欲する物を食ひ己れの欲せ  
ざる人間があれば其の者を殺す、皆自由なる活動をして居つた、各人皆平等で  
ある、併かし乍ら、人間は利害の念を具へて居るから、さう云ふ事をして居つて  
はお互に損である、十分な生存發達は出來ぬ、毎日争の絶へる事はない、夫れで  
は不都合である、其處で各人集つて、之れでは可かぬから、お互に多少己れを制  
して、自分も生存し、他人も生存するといふことにしやうではないか、斯う云ふ  
事を約束して、皆己れの自由を其處に投出して、其の自由を一處に集めて、夫れ  
を中心の權力として、是れに服従するに至つたのである、之れをルソーは名つ

けて社會契約又は民約と云ふて居るのであります、其の民約の結果として國家といふものは出來上つた、夫れであるから國家は自分達が承諾して拵へたものであるから、今更是れに反對するも何もない、何處までも服従しなければならぬ、斯う云ふ事を云ふのであります、夫れは今申すルソーが代表者と云はれて居る所の思想でありますが、ルソーが之れを唱へたのは第十八世紀の末頃であつた、其の書いた所の民約論といふものは非常な名文であつて、我々が今讀んでも、心醉するといふやうな旨い書き方である、夫れが爲めに當時の人心を激動して、佛蘭西革命といふやうな非常な騷動の原因となつた、斯う云ふ思想はルソーのみではないのであつて、昔より存在して居るのであります、支那人は始めよりさう云ふ思想であります、歐羅巴の中世に於ても盛にさう云ふ思想が行はれた、一國の國王——君主といふものは、人民が承諾して之れを戴いて居るものであるから、若しも君主が悪い事をする、國民の利益に反するやうな事をするやうになれば、夫れは何時でも放逐して宜しい、所謂る支那の

樂討の如き者は之れを放伐する正當なる権利があるといふ所の思想であります、斯う云ふやうな暴君を放伐するのは正當な事である、人民の當然の権利である、と云ふ思想は、歐羅巴の中世に於ても盛に行はれた、夫れを學者が學說の形を以て唱へて居る者も中世に澤山あるのであつて、遂に第十七、十八世紀になつては歐羅巴全體を通ずる思潮となつたのであります、例へば著しきものを挙げれば、英吉利にホッブズと云ふ人があります、此の人の説に依ると、人間は自然の狀態に於ては、凡ての人に對する凡ての人の戦争の有様である、強弱相闘つて居る、夫れを不利益であると自覺して、契約に依つて國家の狀態を作つたと云つて居る、又英吉利のジョン・ロックの如き、皆同一の思想を持つて居たのである、此の思想は國權存在の理由を説明するものとしては、誠に明瞭である、さう云へば争ふ餘地はない、なせ國家權力といふものは存在するか、お互が皆承諾をしたからである、斯う云ふ理屈であるから、國權の存在といふ事を各人をして納得せしむるには、是れほど明瞭な説明はないのである、併かし

乍ら、理屈としては無論間違つて居る、歴史上各人が何處か廣い所に集つて、お互に是れより國家を作らうではないかと約束をして、夫れから中心の國王といふやうなものを拵へて、其れに服従するに至つた、さう云ふ事を歴史上證明することは全く出来ないであります、されば此の思想は歴史の事實に基くものでなくして、全く空想であるのであります、併かし乍ら、空想であること云ふても、必ずしも此の説を全部排斥する事は出来ぬ、民約説を唱へて居る人の中には或は實際さう云ふ約束をした事がある、人類が何處か集つてさう云ふ約束をした事實があること云ふて居る人もある、又例へばホッブスの如き、カントの如き者になりますと、さうではなしに、實際皆が何處かに集つて、手を舉げて賛成して、國家といふものが出来たとか、紙に名前を書いて判を捺して、茲に國家が出来たとか云ふのでなく、理屈上我々は生れながら自由な人間である以上は、遡つて考へれば、論理の結果として、皆が承諾して成立つたものであること見なければならぬ、理屈の推し詰める所はさうである、斯う云ふ風に云ふて居

る者もあるのであるから、歴史の事實としてさう云ふ事がないと云ふだけでは、民約説を排斥する事は必ずしも出来ないであります、併かし乍ら、さう云ふ議論を主張するものと致しても、餘程間違つた考を含んで居ります、第一に各人は生れながら自由であること云ふ事が間違つて居る、平等であるといふ事も間違つて居る、事實は反對で、各人は決して自由なものではない、人は生れながら何でも出来る、人を殺さうが、人の物を取らうが、さう云ふ事をしやうと勝手次第な自由のものであること云ふ事は嘘であります、人間は其の反對に——是れは倫理、道德の學問の基礎に關する事でありますが、人間といふものは生れた時から、自然の人類に就て見ても、決して絶對的に我儘勝手なものではない、人類として生るゝと同時に、多少己れを制して他人と共に存在しやうと云ふやうな性質を有つて居るものであります、夫れから、各人は平等でないといふ事も亦明かに認める事が出来る、腕力に於ても、智力に於ても、其の他年齢、男女の性等種々の關係に於て、各人は平等どころか、非常な差等を有つて居る

のである、同じ人間と云ひますけれども、腕力の最も違ふ二人を較べて見ますれば、同じ人間かと思ふほど違つて居る、智力に就て云へば尙更さらであります、夫れで自由平等といふ事は、人間の間に在る規則、假りに之れを法律としますれば、法律といふやうなものが出来てから後には考へる事が出来るけれども、各人を生れながら其の儘其處に放うり出して置いた時に、自由である、平等であるといふ事は事實に反して居る、加之、自由な平等な人間が其の契約を結ぶ時まで、ホツプスの所謂各人の各人に對する戦争の如き状態、即ち強弱相闘つて居つた、夫れが突然契約を結んだ或る瞬間に於て、其の時から國家を成すに至つたといふ事は、今日の思想を以てしては到底想像は出来ない、今日さう云ふ事をするといふのならば或は出来得るかも知れませぬが、マルで法律も無し規則もない時に於て、さう云ふ事が出来るといふ事は想像し得られぬのであります、又各人が約束して、夫れを守るといふ事は、他にモウ一つの力が必要なければ出来ぬ事である、例へば二人の人が集つて、是れから公園を散歩しや

うと約束した所が途中で一人が止めて歸る事も出来ず、其の場合に他の一人が無理に連れて行かうと思へば、腕力を用ゐるより外に仕方はない、二人とも腕力を用ゐずに、此の場合に最初の契約を遵奉して行く、と云ふのには、唯た二人だけの力では可かぬ、其の外に別に強い力がなければならぬ、今日で云へば、巡査を頼んで來るとか、裁判所へ訴へるとか、他の或る者に依つて其の契約を守らせると云ふ事がなければ、約束といふものは履行が出来ない、然るに民約説に依りますると、さう云ふものが無しに各人が約束した其の瞬間より國家が出来たといふのであるが、どうして夫れを永い間維持するか、民約、契約といふ事柄は、今日は國家があり、裁判所がある、即ち國家の權力があつてこそ考へ得るのであつて、國權無き時代に於て、法律無き時代に於て、民約、契約といふやうな事は成立すべき理屈はないと考へるのであります、夫れから此の民約説といふものは、前の自然存在説と同様に餘程危険である、佛蘭西革命といふものは此の民約説を信仰して起つたものであつて、佛蘭西革命時代の人間は、

國家といふものは我々がお互に集つて拵へたものである、夫れであるから、是れがいけないやうになれば、何とでも改造が出来、斯う云ふ事を考へて居つた、夫れ故に革命を起して、佛蘭西の國家のみならず、他の諸國をも改造しやうとしたのであります、斯の如く人の意思を重んじ、人の意思に依つて國家が出来て居ると考へる思想は、前の自然存在説とは反對ではあるけれども、其の危険なる事に至つては同一であります、斯様な論理を以て説を立てれば、我が日本帝國はお互の約束に依つて出来上つて居るのであるから、何時でも又約束を改めて、例へば日本を二つに分けて二つの國とするも出来なければならぬと云ふ結論になる、故に此の思想は最も危険な思想であつて、佛蘭西革命の非常な騒ぎを見ても其の危険なること分るのであります。

夫れで、國權の存在といふ事は自然の事實と云ふ事だけでは説明が出来ぬ、又各人の自由なる意思を以て出来上つたと云ふだけでも説明は出来ぬ、併かし乍ら、此の二つの思想は昔から存在して居りまするが如く、共に眞理を含んで

居るのであります、一方より見れば、國權は誠に自然に存在して居るものであつて、併かし乍ら、又他方より見ますれば、各人の精神作用に基いて居るものであります、自然存在説の足りない所は、自然といふ事と人の精神人の働きといふ事を區別して、自然の存在であるから人の精神作用と云ふものは少しも加はらぬと見て居る所にある、又契約説の間違ひは、國權の存在は全く人の意思に依るものであつて、自然の成行、自然の現象であると云ふ事を少しも眼中に入れて居らぬと云ふ所にあるのであります、元來自然といふ事と人力と云ふ事は、決して分離することの出来ないものであります、自然といふと人力の外にあると考へ、人力と云へば不自然と考へる、言葉の上にさう云ふ弊はありますが、實際に於きましては、自然と云ふ事と人の精神作用と云ふ事は決して分離すべからざるものであります、國家の存在、國權の存在して居ると云ふ事は自然の事實である、是れは認めなければならぬ、人類が存在する以上は、どうしても國權に服従するやうになつて居る、夫れは自然の成行であります、併

かし乍ら同時に我々は精神に於て自覺して居る、歴史に溯つて、國家がどう云ふ程度まで自然の事實として進んで來た時に、各人が夫れを心の中に自覺して、我々は國家の内に居るといふ事を意識するやうになつたか、夫れは何時であるか、分らぬのであります、又分りやうのない事でもありますけれども、今日の有様に於て見れば、是れは自然の動かす可らざる事實と云はねばならぬ、同時に我々の心の中に自覺せられて居る精神作用の結果であります、即ち自然の事實であるから動かす事は出來ないと同時に、我々の精神作用に基いて、之れを自覺して居るのであるから、我々は再び精神作用を以て之れを存續する事を圖らなければならぬのであります、國權存在の理由の問題の意義は茲にあるのであつて、自然の事實と精神作用の一致が國權存在の理由である、我々は自然の事實としては、人類として生存し發達を遂げやうとするには、必ず國家を成して國權に服従して居る、夫れと同時に、我々の精神に於て自覺して居る事柄である、夫れ故に唯今申した所の自然存在説と個人意思説とは雙方とも

誤つて居るけれども、雙方共一部の眞理が存在して居るのであります、佛蘭西革命は人力を以て國家を勝手に改造する事が出來ると云ふ事を信じてあの非常な騒ぎとなり、國家を國民の力を以て改めやうとして數年に亘る大騒動となつたのであります、御承知の通り夫れは大失敗に終つた、我々が今日考へて見れば、あれは出來ぬ事をしやうとしたのである、理屈に合はぬ事をしたのであります、事實に於てもあのやうな無殘な失敗となつて仕舞つた、佛蘭西革命といふものは、第十八世紀の末から第十九世紀にかけて、歐羅巴の人心を支配し、非常な勢力を以て、佛蘭西のみならず、歐羅巴全體に傳播したのであります、夫れが又非常な大失敗に終つたと云ふ事は、歐羅巴人の人心に大影響を及ぼして、其の結果は所謂反動時代となつたのであります、反動時代に於ては、人の力を以て國家は、どうでも出來ると云ふ思想の反對に、人の力を以ては國家と云ふものを、どうする事も出來ぬと云ふ事を考へるに至つたのであります、夫れで自然存在説と云ふが如きものも、矢張り此の反動時代に於

て盛に行はるゝに至つた、獨逸に起つた所の歴史派の如き、何でも歴史で事實を説明して行く云ふ思想は、此の革命に對する反動の一であります、併かし乍ら、反動である結果は、餘りに人力を無視した、國家といふものは自然の存在であつて人間の精神とはまるで關係の無い事である、斯う云ふ程度まで説明をしたから、又反對の謬に陥つたのである、眞理は雙方にあるのであつて、自然の事實に相違ない、歴史上の結果に相違ないけれども、同時に我々の精神に於て自覺したものであるであります。

佛蘭西革命後の反動時代に於ては、革命思想に反對する思想として、此の外に色々の思想が起つて居ります、其の最も著しきものは、國家、國權といふものは神の心に基いて居ると云ふ名つけて、宗教、説とも云ふべきものであります、人間が拵へたものでなく、唯一の天に在る所の神が、斯う云ふ風に社會人類の間の秩序を拵へて置いたのである、國權は神の力である、國王は神の意思を承けたものであるから、是れに服従しなければならぬ、斯様に神の心といふ事を以

て國權存在の理由を説明したのであります、是れも中々盛に行はれた、尤も是れは佛蘭西革命後始めて發生した思想ではない、昔から國王の權力を以て神意より出るものとする思想は、何處の國にも行はれて居つた事は申す迄もない、併かし、佛蘭西革命後再び夫れが盛になつたのであります、又名つけて心理説と云ふ如きものも行はれたのである、人の自然の心理作用として國家は成立つたと説くものである、又道德説といふやうなものも盛に行はれた、夫れは國權の存在、國權に服従するといふ事は各人の道德の一部である、各人の徳性といふもの、國家といふものを認めしむるのであると云ふ説であります、又近來に至つて最も有力なる説としては、必要説とでも云ふ事が出来る説である、是れは、どう云ふ説であるかと云ふと、人類が生存發達を遂げて行く上には國權に服従すると云ふ事が必要である、物質上目前の必要であると云ふのであります、丁度我々の生活に空氣なければならぬ、水がなければならぬと同様に、國權といふものは物質上必要である、斯う云ふ事を云ふのが必要説であつて、



是れは第十九世紀に於て、一般に物質主義、生物進化の理論といふものが盛でありますると共に、今日に於ては最も有力なる説となつて居るのであります。是れ等の説に就て一々批評する事は略しますが、私は道德説が最も當つて居ると考へて居ります。昔希臘のプラトリーの言葉に「國家は最高の善である」と云ふ事がある、夫れはさう云ふ意味かと云ふと、人の道德が最高に發達したものが國家生活である、國家は人の道德生活の基礎であり極點である、と云ふのであります。眞理は何處までも其處にあらうと思ふ、是れと同一の思想を、後に至りましてカント、ヘーゲル杯が色々の言葉を以て言ふて居る、私も之れを以て國家の存在する理由である、と信じて居ります。必要説は人の生存發達の爲めに國權の存在が必要である、と云ふのであるが、此の説は如何にも物質的方面に偏つて居ります。我々は物質上生活して行く上に於て、一人々々離れて居るでは生存が出来ない、國權といふものに服従して、國家生活を爲さなければ、我々の物質上の生存發達は出来ぬ、斯う云ふ風に言ふのであるが、我々の生活は

決して唯た物質的方面にのみ限つて居るのではない、近來物質的方面にのみ人の生活を見る思想が大分行はれて居りますが、夫れは何處迄も排斥しなければならぬ、人は物質的に生活すると同時に、道德的精神的に生活するのであります。道德的精神的生活も亦國家が無ければ、到底之れを完全にする事は出来ませぬ、國家權力の存在するといふ事は、人の道德的生活の基礎であります。其の條件であり、理想である、斯う見なければならぬのであつて、必要説は物質的方面に偏して居るのであります。宗教説といふやうなものは、是れは始めより神の存在といふ事を信じて居るのであるから、若しも神の存在といふ事を我々が信仰いたしますならば、是れはさういふ説明は無ければ、信仰は理屈を以て推し詰めて論ずる事の出来得べきものでありませぬから、是れは批評の外に居ると申さねばならぬ、さう云ふ理由に依つて私は道德説を採つて、國權存在の理由は人類の道德的生存發達の要件として、言葉を換へて云へば、人たる所以を完全ならしむる、人たる所以を遂げしむる條件として、

國家といふものは必要である、國權と云ふものは存在しなければならぬ、之れを以て國權存在の合理的なる説明と致すのであります、國權の存在は、人類の道德的生活——道德的生活と云ふこと或は物質的と云ふ事を含まぬから狭きに過ぐるといふやうな非難がありますならば、人の人たる所以を十分に遂げること云て宜しい、之れが爲めに必要であると申すのであります。

(以上第一回講演)

前回に述べました通り、國家の權力は人の人たる所以、人の本性を全ふする爲めに存在して居るものであります、元來人は一人々々個々に離れて存在することの出来るものではない、假りに短い時間の間生存する事が出来るとしても、其の生存を繼續し發達して行くといふ事は、個々に離れて居つては物質的に出来ぬ事であるのであります、現に人が存在して居りますと、直ぐに其の天性として夫婦、親子の關係を生じて来る、或は經濟上の理由に依つて互に己れの長ずる所を以て、生産勞働に従事し、一種の團結を作るやうになるの

であります、事實上、物質上人類といふものは、個々に離れて存在する事は出来ず、どうしても多數の者が集らなければならぬ、さうして、其の集るのは自然の成行であること云ふ事は、争ふ事が出来ぬのであります、さうして、人類はかゝる團結を作るが爲めにかゝる共同の生活をするが爲めに、必要なる種々の性質を具へて居る、其の性質は或は、人の本來有つて居る道德心であります、私は道德心といふものは、人類が先天的に有つて居るものであると考へて居りますが、道德心があつて、己れを重んずると共に他人を重んじて、己れも他人も共に存在しやうと務めて居るのである、又或は宗教心である、神を畏るゝ心、神を敬する心であります、他人を害するといふ事は神に對して出来ないと云ふやうな考は、餘程未開な原始的の人類と雖も、之れを有つて居つて、それに依つて共同の生活を營むやうに出来て居る、又或は利害の念であります、衣食住の慾望を充たすに、可成之れを容易にしたいと云ふ考である、夫れには自分一人で總ての事をするよりも、他人と共に力を合せて分業する方が樂である、容易であ

ると云ふ事の利害を比較して考へる能力を持つて居るから、さう云ふ點からも共同生活をするやうに傾いて居る、其の外色々の要素を數へる事が出来ませんが、人類が共同の生活を爲すべき天性を有つて居り、又理屈を詰めて云ふも、共同の生活をしなければ、事實上、物質上生存は出来ぬのでありまして、さうして是れに必要な種々の資格條件を具へて居るのであります、併かし乍ら、さう云ふ道德であることが、宗教心であることが、利害を比較する念慮であることが云ふ事のみでは、其の團結が鞏固であり且つ永久に存続するといふ事を望む事は出来ぬ、夫れだけの條件があれば、人類の團結と云ふものは必ず在るでありませうけれども、團結の鞏固なる事、永久に維持するといふ事は、夫れだけの條件のみでは十分に其の目的を達する事は出来ないのであります、茲に於て人が二人以上集りまする場合には、常に何れか強い力を認めて其の強い力に依つて、各人は己れの慾望活動を制限して、共同の生活を營むのであります、さう云ふ強い力を以てしなければ、共同の生活は鞏固でない、十分に其の目的を

達する事が出来ぬと云ふ事は、是れ亦明瞭なる事實であつて、誰も否む事は出来ぬのである、前回にも申しましたが、二人の者が共に散歩しやうと約束しましても、兩人の者が道德心を具へ、利害の念を備へて居ると云つた所が、人間は動もすればさう云ふ事から離るゝ場合もあるものであるから、強い力が二人の内の一人であるか、又は第三の者になかつたならば、之れを何處までも押通す、終りまで貫くと云ふ事は、實際に於て出来ないのであります、其處で人類が多數團結いたしまする場合には、我々が歴史に遡つて考へ得る時代より、或る形式に於て——夫れは今日のやうな著しい明白の形式のものではないと致しましても、或る形式に於て、十分に各人より強い権力を認めて、其の権力に依つて共同の生活を營んで居るのであります、其の中央の権力が發達したるものが、今日我々が有つて居る所の國家權力であるのでありますから、國家權力は直ちに各人の團結に必要な要素である、團結をして多數が共同生活をする、と云ふ事は、人の生存發達の要件でありますから、國家權力は、人の生存發達の

要件であると申すのであります。

生存發達といふ事を申しまするが、私は特に前回に申した通り道德といふ點に重きを置いて、人の道德的の性質を完うする、人の人たる所以を完うすると云ふ事を申したのであります。云ふのは、國家權力の存在するのは、人が物質上——衣食住の慾望を充すが爲めに必要であるのであると云ふやうな事を云ふて、必ずしも人は本來道德心といふものを有つて居つて、其の指す所に依つて團結を爲し、權力が発生して來ると云ふやうな事を認めない思想が大分行はれて居り、夫れが極めて危険であるから、特に道德の重んずべき事を強く申すのであります。又國家權力は無ければならぬ必要なものであると云ふやうな風に單純に言ひ切る事も餘程愼まなければならぬ。前回に申した如く人が國家權力を認むる、共同の國家的生活を爲すと云ふのは、決して各人が利害得失を考へて、さうする方が利益であるから、各人は國家を成さぬでも生活は出來るのであるけれども、國家を成す方が利益であるから國家を成すと云

ふのではなくして、無論各人の精神作用を無視する事の出來ぬ事は、前回に申した通りであるけれども、夫れは人の自然に本來有つて居る所の天性である、國權の存在するといふ事、國家的生活をすると云ふ事は、各人の利害の上より見ても必要な事であるけれども、同時に夫れは各人の備へて居る所の本性、自然に基くものであると云ふ事を認めなければならぬ。さう云ふやうな誤解を除くが爲めに、特に私は國家權力の存在は、人の人たる所以を完うするといふやうな、概括的の言葉を以て申すのであります。以上の説明を以て國權存在の理由は略お分りになつたであらうと思ふ。

## (三) 建國の歴史

斯の如く國權は存在しなければならぬ正當な理由を有つて居る、其の正當な理由は人の人たる所以の本性に存在して居ると云ふ事は、單り我が日本帝國であるとか、英吉利であるとか或は佛蘭西であるとか云ふ特別の國に就て申すのではないのであります、何れの國を通じてもさう云ふ事は言へるのであつて、一般的概括的の理論であります、然るに一つ々々の國に就て見ますると云ふと、其の國は皆如何なる事實、如何なる歴史に依つて成立したか、建國の歴史といふものが各異つて居るのであります、例へば亞米利加合衆國であれば、千七百七十六年に十三州の人民が共同して合衆國といふものを拵へた、本來英吉利の殖民地であつたが、英吉利に對して反旗を翻して獨立したのであります、又は伊太利の王國といふものはどう云ふ國であるか、云ふと、四五十年前サルヂニヤの王が伊太利を統一してア、云ふ國が出来た、佛蘭西共和國

といふものは千八百七十一年、獨逸と戰つて負けた時に、佛蘭西の帝國を滅して、人民が共和國を拵へたのであります、又或はブルガリヤ王國、モンテネグロであるとか、セルビヤであるとか云ふやうな國は、英吉利、獨逸、佛蘭西と云ふやうな強國が、或る條約に依つて、無理やりに拵へたものである、さう云ふ風に國々は、夫れ夫れ建國の歴史を異にして居る、唯今申した所の國權存在の理由と云ふのは、かゝる建國の歴史の實際とは全く別の事であり、建國の歴史に遡つて見れば、或は道德上正當の手段に依つて出来上つたものもある、或は不正なる原因に依つて出来たものもある、法律の眼より見て適法のものもあれば、法律に違反して出来たものもある、如何にも自然の成行に従て出来たものもあれば、無理に拵へたやうな國もある、併かし乍ら、さう云ふ建國の歴史の如何に拘らず、之を一括して國家權力存在の理由は斯の如くであるといふ事を説明したのであります。

それで、國權存在の理由といふ事を明かに致すといふ事は、諸君が普通教育に

従事せらるゝ場合に必要であるのは、昨日も申した通り國家心と云ふものを養ふ、人民の間に國權といふものを認めなければならぬと云ふ所の自覺信仰を養ふと云ふ事に必要であります。是れと建國の歴史といふ問題とは理屈上全く別であるけれども、若しも建國の歴史を調べて見て、其の國が或は不正なる原因に依つて出来て居るか、法律に違犯して出来て居るか、又或は色々の國を無理やりに合併したものであるか、又今迄國の無い所に他國が集つて一の國を拵へたと云ふやうな、さう云ふ建國の歴史を有つて居るものでありますならば、國權存在の理由を抽象的に説明しても、如何せん、一般の人民が、單り理屈に依つて動いて居るものではない、感情をも備へて居るのでありますから、さう云ふ國に於ては、人民の國家心を養成する、愛國の念慮を盛ならしむると云ふ事は、どうしても十分なる事を得ないのであります。此の點に於ては我が國の如きは誠に世界に卓絶した立派な國と云はなければならぬ、我が國の建國の歴史といふものは私が今茲に申すまでもなく、歴史に

遡つて考へて見れば、如何にも自然なる成行を取つて出来上つて居るのであります。我が國は本來一の家族から發達したものであつて、家族の中心たる一家の父を以て中央の權力者として、夫れが擴張して一の國家となつたものであります。我が建國の歴史に遡つて見ますれば、一點の無理といふものがない、如何にも自然に出来上つて居る、而して家族の中心たる父を以て權力の中心とするといふのでありますから、人民の愛國の心、愛國の感情を養ふ上に於て少しも遺憾はないのであります。此の建國の歴史と云ふやうな事に就ては、歴史家の委しい説明があるのでありますから、又諸君の能く御承知の事であるから、一々歴史に就て説明は致しませぬけれども、建國の歴史に欠點がない、自然に適つて居り、自ら國民をして愛國の情を發生せしむるといふ點に於ては、我が國の如きものは世界に無類であります。何れの國に於ても、斯う云ふ立派な建國の歴史を有つて居る所は無いのでございます。我々日本國民は皆一の民族を成して居るものであると云ふ事は、今日に於ては必ずしも夫れほど

ツキリ認める事は出来ぬかも知れませぬが、日本民族と云ふものは存在して居る、日本民族が集つて國家を成して居るのであると云ふ事は、今日に於てお互に皆確信して疑はぬ所であり、是れが又世界に無類であります、例へば伊太利の國で申しますれば、伊太利には決して伊太利民族といふものは無い、又佛蘭西の民族といふものもありません、又獨逸民族と云ふ事を言ふけれども、獨逸民族は必ずしも獨逸一國を成して居るを云ふ事はない、瑞西にも獨逸人といふものが居り、埃太利にも獨逸人といふものが居る、民族と云ふ事は何であるかと云ふ事に就ては、西洋の政治學を論ずる人は色々の説を立て、研究して居ります、或は宗教の同じいと云ふ事が一の民族であるとか、或は言語の同じいと云ふ事、或は風俗の同じであると云ふ事、或は同一の土地に住んで居ると云ふ事、其の他色々の要件を擧げて、民族といふものは斯の如きものであると云ふ事を言ふて居るが、併かし乍ら、言語の色々に違ふ人間が同一の民族を成して居る場合も多い、宗教の違ふものが同一の民族である場合もある、

又同一の宗教を有つて居る者が、必ずしも同一の民族、一の國家を成して居ると云ふ事もないやうであります、夫れで學者は民族といふものは、さう云ふ宗教であるとか、言語であるとか云ふやうな事柄に依つて團結するものではなくして、其の民族に屬する各人が、一般に自分等は一の民族を成すものであると確信して居る、社會學の言葉で申すと、さう云ふ社會心があると云ふ事が、民族の民族たる所以であると云ふて居るのであります、我が日本國に於きましては、言語も總て同一であります、風俗習慣歴史皆同一であつて、其の上我々は皆同一の民族であると云ふ固い確信を有つて居る、是れが我國の民族發展の歴史の上より見て、本一の家族より擴張したものであるから、從てさう云ふ確信も亦強いのでありませうが、是れは人間が強いて拵へやうと思ふても出來る事柄ではないのであつて、我國は斯の如き立派な國柄である、人民は皆固い民族たる確信を持つて居ると云ふ二つの事は、世界に類のない事實であるといふ事は、お互に實に有難いと感ずる事であつて、國權存在の理由を説明いた

しますと共に、夫れとは理屈上全く別の問題ではあるけれども、我が建國の歴史、民族の性質を考へて見ます時には、我々が人民の國家心を養成し、愛國の熱情を陶冶する上に於て世界に類の無い都合の好い適當の地位に居るものであると云ふ事が出来るのであります。

#### (四) 國權の目的

次に國權の目的と云ふ事を簡單にお話します、國權の目的、國權は如何なる事柄を以て其の職分とするかと云ふ事、是れは存在の理由といふ問題とは稍違ふのであります、存在の理由といふのは倫理上なせさう云ふものが存在する事が正當であるかと云ふ事で、目的と云ふのは其の存在して居るものが、如何なる職分を持つて居るものであるかと云ふのであります、固より其の間に密接の關係はあるけれども、違つて居る、國權の目的と云ふ事は、昔から哲學者、政治學者、道德學者の、やかましく論じて居る事でありますが、或は國家の目的と云ふものは、神の心を成就するにありとか、或は人類の使命を全ふするにありとか云ふやうな説明は、昔から行はれて居る、併し、私が茲に國權の目的といふのは、近世の學者の言ふ所の如く、さう云ふ抽象的の意味でなくして、實際今日の文明國家は如何なる事柄を以て其の職分とするかと云ふ事を云ふのであ



ります、論理の上より申すと、國權の目的と云ふものは一々數へる事の出來得べきものではない、無制限であります、何となれば國權といふものは人の人たる所以を完成するが爲めに存在するのである、人の人たる所以を完成するに云ふのであるから、苟も人間に關した事、國家に屬して居る所の國民の生活に關した事であれば、如何なる事柄に就ても國權は活動しなければならぬ、我々の活動——私か人の人たる所以と申した事は、どう云ふ事であるか、殆ど數へる事は出來ない、無制限であります、夫れと同じく國權の目的も、論理の上より申すと、無制限でなければならぬ、國權は如何なる事をも爲し得るものでなければならぬのであります、併かし乍ら、國家は時に依つて、時勢の變遷に依つて、又國の實際の事情に依つて、色々其の目的を變へる事がある、論理上無制限なものであるけれども、實際に之れを實行いたしまする場合には、必ずしも無制限ではないのであります、夫れで唯今國權の目的は何であるかと云ふ事を申すに、近世の文明國家と云へば、數の限られたものであります、——近世の

文明國家は如何なる事柄を以て、實際に於て目的として居るか、夫れを分類し、列舉しやうと思ふのであります。

夫れは第一には、權力の目的と申して置きます、權力の目的と申すのは、どう云ふ事であるかと云ふと、國權といふものは既に存在すべき理由を以て存在して居る、然る以上は、何處までも之れを繼續しなければならぬ、苟も國權の存在を妨害するものがあつたならば、其の妨害物を破壊し、除き去る事を努めなければならぬ、夫れが爲めには、國權は實力を有つて居らなければならぬのであります、其の國權が實力を以て國權の維持を圖るのを國權の目的と申すのであります、今日の國際競争の盛なる時代に於きましては、國家が其の權力を維持して行かうとするには、一と處に止つて居て、之れを維持すると云ふ事は到底出來ませぬ、常に一步前に進む勢を示して居らなければならぬ、國家權力は今日の世界の形勢に於ては、進むか退くか、真ん中に停滯して止つて居ると云ふ事は出來ぬのである、夫れ故に、權力の目的は、國權を實力を以て維持すると

共に、其の目的の爲めに進んで國家權力を擴張する、國家權力を進めて行くこと云ふ目的となるのであります。夫れが今日具體的に現はれたものは、所謂「インペリアルリズム」——帝國主義であります。今日の國家といふものは、強い戰鬥力を備へて、國に向つて妨害するものがあつたならば、其の戰鬥力を以て直に敵を打倒す事も出来るのみならず、常に絶へ間なく進んで、其の戰鬥力を以て國家の實力を擴張する事を圖らなければならぬのである。帝國主義を行はなければならぬのであります。近來歐羅巴諸國に於て——是れは昔よりある事であるが、戦争を以て非なりとする思想が行はれて居ります。國際平和論と云ふものが大分廣く行はれて居り、又實際の運動として國際平和運動と云ふものが行はれて居る。是れはどう云ふ所から來て居るかと申すに、戦争といふものは、敵と敵と相對して人の命を多數に殺戮するものである。さう云ふ事は人道の上より見て、如何にも慘酷であるといふ、人間が本來有つて居る所の、他人の苦しむ事を憐む同情の心より出て居るのであります。私にした所が、戦争の

慘劇を見ましたならば如何にも是れは慘酷な事柄である。どうにかして戦争といふものは、無いやうにしたいと云ふ所の強い念慮を起すのであります。我々日本人は、我が國に於て近年二回戦争があつたけれども、皆日本國土以外に於て行はれて居る。夫れ故に戦争の慘劇を婦人の如きものは殆ど目撃して居らぬから、未だ戦争は慘酷なものであると云ふ事を、夫れほど強く覺つて居らぬのであります。が、歐羅巴に於ては戦争をすると云へば直ぐ目前に於てさういふ慘劇が行はれる。普佛戦争時代の人は今でも生きて居りますが、あの戦争のあつた時、自分は丁度十歳位の子供であつたが、溝の中に隠れて居ると、其處に兵隊が來て、戦つて殺されたと云ふやうな事を話して居る。夫れであるから、どうかして戦争が止められるものならば止めたいと云ふ念慮も強い譯であります。まして、非戦論、國際平和論の如きものは、非常に盛な勢を以て傳播して居るのであります。是れは如何にも無理からぬ事であつて、我々も亦どうにかして戦争が止められるものならば止めたいと云ふ考は、無論あるのであります。が、戦

争をするかしないかと云ふ事は方法手段であります、其の目的は國權の維持にある、若しも手段の爲めに目的たる所の國權の維持擴張をも棄てなければならぬと云ふ迄に、戦争を非なりとする議論がありますならば、夫れは誤つて居ると云はなければならぬ、人間の同情心の上より云ふて、戦争といふものは止めたいと考へるのは當然であります、夫れならば、他に戦争以外の手段を以て、國家權力を擴張し、之れを維持する方法を講じなければならぬのであつて、主義として理論として、戦争の惨酷なるが爲めに、國家權力の維持擴張をも棄てなければならぬといふ議論を唱へるに至つては、夫れは間違ひである、と申さなければならぬ、或は數千年數萬年の後には如何なる時代が来るか、夫れは我々の想像の出來ぬ事であり、今日、世の中に於て、又は我々が想像し得る状態に於ては、戦争以外に、國家權力を維接し擴張する方法は無いと見なければならぬのでありますから、國家權力を維持し擴張すると云ふ事は、人の人たる道を全ふする事が國權存在の理由であるとし、ましたならば、國際

平和論といふものは排斥しなければならぬのであります、近來我が國にも國際平和運動といふものが段々及んで來るやうであります、而して國民が深く夫れを考へずして、唯だ目先の變つた事に趨る傾があるのであるから、さう云ふ點に注意して、戦争其の者を主義として排斥するといふやうな議論は、今日の我が國に於ては強く之れを排斥しなければならぬと云ふ事を、チヨット述べて置きます。

國家の目的の第二は法の目的、法律の目的であります、國權が存在しますのは、各人の多數の者の共同の生活を鞏固に完全に維持したい、鞏固に完全に存在せしめたいと云ふ事にあるのであります、即ち各人が自分の我儘勝手をせずして、一定の法則に従つて、己れの利益を守ると共に他人の利益をも尊重せしむるやうにしたい、是れが國權存在の理由でありますから、國權と云ふものは又各人の間に其の行動の規律を拵へなければならぬのであります、各人の間に規律を拵へただけではいけない、其の規律を國家の力を以て守らしめな

ければならぬ、二人の者が約束して金を借りたならば、期限に至つて返さなければならぬと云ふ規則を設ける、法律を拵へる、さう云ふ事が國權存在の意味からして必要の事であるならば、夫れだけでは足りない、若しも一人が金を借りて期限に至つて返さなかつたならば、本人同士が腕力を訴へて夫れを取るやうな事をせずに、國家の力を以て無理に其の者から金を取つて貸主に返してやる、さう云ふ事をしなければ、共同生活の秩序を保つ事は出来ぬのである、此の事は後に又述べますが、斯の如く法を作り、法を維持する事が、國權の第二の目的であります。

第三の目的は文化の目的であります、夫れはさう云ふ事かと云ふと國家は其の權力を以て、人民の幸福を圖らなければならぬと云ふ事であり、人民の幸福利益を圖らなければならぬ、世の中に於ては人類の幸福利益を妨げる自然及び人事の事柄が澤山ある、さう云ふ事に對して、國家は之れを除き去る事を務めなければならぬ、消極的に之れを除き去るのみならず、國家は進んで

其の權力を以て、人民の幸福利益を進める方法を採らなければならぬのであります、之れを概括して國家の文化の目的と申すのである、例へば傳染病流行の場合には、之れを各人お互に任して置いては、十分に傳染病を防ぐ事が出来ないので、公の力、國家の力を以て之れを防ぐのであります、其の他火災、水害の防禦等國家權力を以てしなければ、十分に其の目的を達する事が出来ぬ、是れを通常概括して警察と云ふて居ります、かく國家は其の力を以て害物を除く外に、進んで人民の幸福利益を圖らなければならぬ、幸福利益といふのは物質上のみではありませぬ、物質上の幸福利益と共に精神上の幸福利益を圖らなければならぬ、例へば國家が學校を建てるとか、博物館を拵へるとか、公園を造る、或は鐵道郵便電信のやうな事業を起す、農商工業を奨励する、今日諸君が目撃せられて居る所であります、さう云ふ事柄を概括して文化の目的と云ふ、此の文化の目的は近世の國家に至つて特に著しくなつた事物であります、昔の國家は或は第一の權力の目的と、夫れに加ふるに法の目的とのみを以て國家

の目的として居つたやうな事もある、固より全く第三の文化の目的無しに居つたといふ事はありませぬけれども、文化の目的と云ふものは、夫れ程著しく認められなかつたのであります、是れが近世に至つて著しくなつた事であるから、近世の國家を學者は稱して文化國と云つて居ります、文化國の文化國たる所以は、近來に至つて所謂る社會政策と云ふものを國家が行ふに至つて、最も著しくなつたのである、社會政策と云ふのは、どう云ふ事であるかと云ふと、國家は其の權力を以て、人民の經濟上、精神上の利益を直接に進めやうとする事を云ふのであります、例へば労働者の救済であるとか、労働保険であるとか、工場法を設けるとか、貯蓄の機關を設けるとか云ふやうな事柄を概括して社會政策と申します、社會政策は此の二三十年の間に於て、獨逸を本として起つた事であつて、今日に於ては歐羅巴諸國に於ては、非常に盛なる有様である、英吉利に於て近年養老年金の制度を設けた、養老年金の制度と云ふのは、人民が何十歳以上の老年に達するといふと、國家から毎年若干の金を呉れるのであ

ります、是れは、どう云ふ譯であるかと云ふと、モウ老年になつて働く事が出来ない、さうして此の老人は年來社會の爲めに働いた者であるから、今日若い現に働く事の出来る者が、金を出し合つて老人を助けると云ふ事は、正當であると云ふやうな意味に依つて、老人に養老年金を與へて居る、又獨逸には労働保険といふものがあつて、月に幾らかの掛金をして置くと、病氣になつた場合には唯だで醫者に診て貰へる、死んだならば遺族に金を呉れる、怪我をしたら癒してやる、其の間には食料をやる、さう云ふやうな制度を立て、居ります、其の他國家の力で労働者に職業を授けてやる、労働紹介所と云ふものがある、斯の如き社會政策の事に就ては、今委しく述べる暇はありません、社會政策を行ふと云ふ事は、近世の國家に取つて極めて著しき一の現象であります、我が國に於ても近來段々と社會政策といふものを行ふやうになつた、是れは大に盛ならしむるやうにしたいと希望して居る事でありませぬ。

是で國權の目的と云ふ事の話を終つて、次に第二の國家と云ふ事に移ります。

## 第二 國家

### (一) 國家主義

國權存在の理由と云ふ表題の下に私が今迄述べた事は、國家主義に據つたものであります、即ち私は國家主義を執つて、國權存在の理由、國權の目的と云ふ事を説明したのである、國家主義といふ事はどう云ふ事であるか、昔から哲學者倫理學者の間に、種々の關係に於て、二つの相反した思想があります、例へば利己主義と利他主義、或は保守主義と自由主義、又或は國家主義と個人主義、道徳に就て云へば自己を發展せしめやうと云ふ主義と、己れを犠牲に供して献身的行動をする、と云ふ主義、さう云ふ風に色々の關係に於て二つの相反したる思想があつて、互に相争ふて居るのであります、國家主義、是れに對するものは個人主義であります、是れも亦斯う云ふ二つの思想の、二次潮流の一部に過ぎないのであります、全體を主とするか、其の分子を主とするか、中心の權

力を主とするか、一人々々の人間を主とするか、斯う云ふ争であります。是れに對しては昔から學者は争ふて居るに拘らず、答は極めて簡單であると思ふ。全體と一部とは決して別々になる事の出来ないものである。全體があれば、その一部がある、一部があれば、その全體がある。國家と個人とは決して之れを離して考へる事は出来ない、或は個人といふものを擴張すれば國家は衰へる、國家の権力が盛になれば個人は衰へると云ふやうに、何となく考へて居るのでありませうけれども、決してさうではないのであります。國家が盛になれば個人も亦是れと共に盛になる、個人の活力が増して來れば、國家権力も亦強くなつて來なければならぬのである。私は哲學主義としてもさう云ふ考を執つて居ります。即ち宇宙といふものと、宇宙の分子と云ふものは、別々に考へべきものでない、其れが一つになつて發展もする、活動もするものと考へて居りますが、個人と國家との關係に就ても同様であつて、何れを先にするか、何れを後にするかと云ふやうな事柄は、考へる事も出来ない事柄であらうと思ふ。私が

なせ國家主義を執るといふ事を申すかと云ふに、國家主義——又は國權主義と云ふても宜しいが、凡そ國權といふものは、前回來述べた通り、人の人たる所以を完うする爲めにあるのである。個人の人たる性質を完うするにあるのである。夫れであるから、人と云ふ事、人間といふ事を、國家権力を離れて考へる事は出来ぬ、個人といふものは國家を離して考へる事は出来ぬのであります。其處で個人と申せば必ず國家といふ事が含まれて居る、國家の内に生存する個人であります。夫れで言葉の上から申しても、國家といふ事に重きを置く方が、其の關係を最も明瞭に示す事が出来る。夫れ故に私は國家主義を執る、而して國家主義を執りますには他に消極的理由もありません。夫れはさう云ふ理由かと云ふと、昔から個人を重んずるに過ぎて、國家を排斥しやうと云ふ主義がある。るのであります。唯だ個人を重んじて國家を輕んずるといふのみならず、國家を排斥しやうと云ふ考がある。國家権力といふものは無用である、又は國家権力といふものは必ずしも個人の生存發達に必要なものではない、斯う云ふ思

想が昨日來述べる通りあるのでありますから、特にさう云ふ思想を排斥する爲めに、國家と云ふ事を力強く申して、國家主義を執りたいと斯様に申すのであります。

個人と國家との關係が密接して離るゝ事が出来ないこと云ふ事は、文明の進歩と共に益著しくなつて行く、是れも亦重要な事柄であります。文明の未だ開けざる時代に於きましては、矢張り人間は共同生活をしなければ生存が出来ぬのでありますけれども、各人間の關係は文明の進歩した今日に於けるが如く、夫れほど密接でないのであります。今日に於きましては個人と全體との關係は、響の物に應ずるが如く、極めて密接なものであつて、其の内の一人が不完全な人間である、例へば一人が病氣をする、不道德な事をする、云ふやうな事は、直ちに全體に及ぶのであります。又我々は全體を離れては生活も出来ない、活動も出来ぬと云ふやうな事は、昔よりもモット密接であり、モット直接であるのであります。今日の文明社會に於ては、個人を全體より離して考へる事は、事

實として到底あり得ないのであります。之れを社會學者は、社會の連帶といふものは、文明の進歩と共に強くなる、社會の連帶が強くなると云ふ事は、文明進歩の一の現象であること云つて居りますが、誠にさうであつて此の前も申した通り、國家心——國家の自覺と云ふ事が、近世に至つて盛になつたと云ふのも同じ事柄であつて、今日に於きましては非常に密接なる關係を個人と國家とが有つて居る、而して夫れは將來文明の進歩と共に益密接となる傾向があるものであります。此の傾向より云ふても、どうしても我々は國家主義に重きを置かなければならぬ、詰り個人といふものが、段々に全體に固くクツ着いて來るのでありますから、全體と云ふものを重く見なければならぬのであります。國家主義に反對の思想は、唯今申した所の個人主義と、それから先刻申した國際平和の主義であります。夫れで是れはモウ既に述べた事であるから繰返しませぬが、國家主義と云ふ事は、積極的に色々の意味がありますと共に、消極的に個人主義を排斥する、又國際平和主義を排斥するといふ意味があるのであ



りますから、其の點を能く御注意になつて、遡つて國權存在の理由に就ても丁  
解せらるゝ事を望むのであります。

## (二) 國家

前回以來、國權と云ひ又は國家と云ふ言葉を色々に使つて居りますが、國家といふのはどう云ふ意味であるか、私は略、國權と云ひ國家といふ言葉を範圍を同じうして使つて居ります、國家と云ふ言葉には色々の意味がるものであります、例へば國の土地の事を國家といふ場合もある、國の政府の事を國家と云ふやうな場合もある、又人民を指して國家と云ふやうな場合もある、學者の國家といふ言葉の説明も亦色々になつて居る、多數の人類が今日國權に依つて統一せられ、國權に服従して生活して居る、さう云ふ状態を稱して國家といふものもある、或は多數の人民が中央の國家權力に服従する所の關係を指して國家といふ名前を附けて居る者もあります、國家と云ふ文字の解釋は如何やうにも勝手であり、又實際に於て此の言葉をどう使つて居るか、と云ふことは、我々が理屈を云つて改めさすことは出来ないであります、兎に角誰でも

一般に認めて居る事は、國家と云ふ事を申せば、直ぐに國家の權力、中央の權力といふ事を考へる、又第二には多數の人民と云ふ事を考へる、第三には土地――國土と云ふ事を考へるのであります、國家と云ふ觀念の要素は權力、人民及び土地の三つの者であります、此の三つの要素があると云ふ事を知りますれば、必ずしも、國家といふ言葉は如何なる意味であるか、之れを何れかに定むる必要はないのであります、我々は唯だ權力があり、而して人民が夫れに服従し、是れに依つて統一せられて居る、而して此の人民は一定の土地の上に住んで居る、夫れだけの事柄が分れば宜いのであります、必ずしも國家とは其の人民を指すのであるとか、其の土地を指すのであるとか、權力を指すのであるとか、或は權力と人民との關係を指すものであるとか、斯の如き状態を云ふのであるかと云ふ事を、無理に極めなくとも宜いのであります、唯ださう云ふ事實がある、さう云ふ現象があると云ふ事を知つて居れば宜しい、夫れ故に、さう云う現象を説明するが爲めには、或は國家現象、國家状態、國家關係と云ふや

うな言葉を用ゐるのが、却つて誤解を防ぐが爲めに、宜しからうと思ふのであります。

國家に就ては、國家の定義を與へるにしても、又色々國家の性質組織と云ふやうな事を説明するに致しましても、古來二つの主義が行はれて居ります、理論上二つの主義が行はれて居るのみならず、實際に於て二つの主義が戦つて居る、其の一つは君主主義であり、他の一つは民主主義であります、君主主義と云ふのは、君主があつて人民を統治して居るのである、人民を支配して居るのであると云つて、君主を以て主として居る、民主主義といふのは、其の反對に、人民があつて君主があるのである、君主は人民の使用して居る所の役人であると申すのであります、此の二つの主義は理屈の上にも昔から行はれて居り、實際の歴史の上に於ても現はれ居るのであります、謂はゞ歐羅巴の政治歴史といふものは、君主主義と民主主義との争、國王と人民との争の歴史であるといふても宜しい位であります、其の委しい歴史の説明は略しますが、佛蘭西革

命は近世の大事件であつて、西洋諸國が近世と云ふ新しい天地に入つた回轉の時機であります。此の佛蘭西革命に於て、民主主義は非常な勢を以て勃興して居る。革命は君主主義に對する民主主義の謀叛である。と云ふても宜しいのであります。民主主義と云ふ思想は歐羅巴に於て昔から存在して居る。併かし乍ら、實際の運動となつて非常な騒ぎを起したのは、佛蘭西革命が最も著しいのであります。然るに、御承知の通り、佛蘭西革命は遂に失敗に歸した。民主主義といふものは失敗に歸したのであります。前回にも申した通り、佛蘭西革命の失敗といふ事は色々の反動を起したのであります。此の民主主義に對しても反動が起り、君主主義が再び歐羅巴に盛になるに至つた。獨逸諸國に就て申しますれば、佛蘭西革命の思想運動といふものは、獨逸諸國にも及んで、國王を廢して民主の國家を建てなければならぬと云ふやうな運動が盛に行はるゝに至つた。其の時に佛蘭西の革命が失敗したといふのであるから、歴史を無視して、今迄數百年續いて居る所の君主國を廢めてしまつて、新に民主國を作

るといふ事は間違ひである。何處までも從來の歴史を重んじて、君主國を維持しなければならぬと云ふ所の、反動の思想が獨逸諸國に於ても、盛に起つたのであります。所が、歐羅巴人といふものは、本來民主主義の人間であります。民主思想を有つて居る。歐羅巴に於ても昔から國王といふものがあり、君主といふものを戴いて居ります。けれども、其の起りを尋ねて見ると、人民が其の中から有力な智慧や腕力の優れた者を戴いて、自分等の總大將としたのが、歐羅巴に於て國王の起つた始まりである。我が國の如く君主が固有の理由に依つて、君主となつて居る者とは違ふ。人民の力に依つて推薦した。人民の拵へたものである。のであります。夫れであるから、歐羅巴に於ては、學者の理論としては常に民主主義——國王といふものは人民の爲めにある所の國王である。従て、國王が若しも悪い事をしたならば、人民は何時でも之れを殺して、代りの國王を立てる事が出来る。國王といふものは一時假りに人民の保護をする事を委託されたものである。國王が人民の保護をするに不適當なものならば、何時でも之

れを廢めて宜しい、斯う云ふやうな思想が行はれて居る、君主が若しも之れに反對して、人民の力に依つて君主となつて居るのであると云ふ事を排斥して已の權力を主張せんとする場合に於きましては、自分等の權力は本來神の意思に依つて存在して居るものである、帝王の權力は神權であると唱へた、併し、神といふものは何であるか、誠に茫漠として捉へる事は出来ぬのであつて、實際の具體的の考としては、歐羅巴に於ては、事實上の歴史に於ても、學者の議論に於ても、昔より民主主義を取つて居る、一口に歐羅巴人は民主主義の人間である、と云ふことが出来る、歐羅巴人の國家に對する確信は、昔から今に至るまで、國は假令如何なる形體を取つて居つても、民主主義であると云ふ事が出来るのであります、夫れでありますから、佛蘭西革命が失敗して、其の反動として君主主義——歴史を重んずると云ふやうな思想が再び盛になつたのであるけれども、歐羅巴人は斷然民主主義を棄て、君主主義に至る事は出来なかつた當時の識者の議論に依るといふと、君主國でなければ、國は強く永久に維

持する事は出来ぬと云ふ事を認めては居りますけれども、斷然絶對的に民主主義を廢めて、君主主義に至ると云ふ事は出来なかつたのであります、加之、反動の思想として君主を重んずべき事を考へるに至つたけれども、佛蘭西革命の運動といふものは數百年來の歐羅巴人の思想の結果であつて、何れの國に於ても、人民の間には、民主といふやうな事は如何にも快く響いたので、民主主義——我が國は人民の國である、我々の國である、君主一人の國ではないと云ふ事は、何となく愉快な理屈を持つて居るやうに響いたのであります、其處で、歐羅巴の第十九世紀の始め頃、佛蘭西革命が失敗して、民主主義の實行すべからざる事、實行の困難なる事を悟つて、反動の思想として君主主義が起つたけれども、斷然君主主義に至る事は出来ない、さればと云つて民主主義を奉ずる事も出来ず、極めて曖昧な、どうして宜しいか、道に迷つて居るといふやうな、思想の混沌たる有様となつたのであります。

此の時に獨逸に於て哲學者が、斯う云ふ事を唱へるものがあつた、國家といふ

ものは一の大なる生物である。國家といふものは君主のものでもなし、又個人の集つたものでもない、國家といふ一の大なる生物であるといふのである。是れは無論其の頭始めて起つた説ではなくして、昔からさう云ふ思想はあつたのであるが、丁度只今申した民主主義と君主主義と、何れにも就く事能はず、人民が迷つて居る時代に於て、斯う云ふ思想が再び盛になつて來て、或は國家は一の有機體である、或は國家は一人の人格である、國家と云ふ大なる人格である、と云ふやうな事を唱へる者が生じたのであつて、夫れが哲學者の間に中々廣く行はれたのであります。若しもさう云ふ思想が生じたならば、今迄君主主義に至るか、民主主義に至るか、迷つて居つた人心に對しては、誠に都合の好い事である、國家の權力といふものは君主の權力でもなければ、人民全體の權力でもない、人民にも非ず君主でもない所の一の生物が居る、夫れが國家といふ大なる生物である、大なる有機體である、人格である、國家權力は此の有機體たる所の國家の權力である、斯う云ふ事が出来るのであります。

ら、民主主義と君主主義と何れを採るべきか迷つて居る場合には、誠に都合が宜かつたのであります。是に於て國家有機體説、又は國家なる人格が別に存在して居ると云ふ思想が、盛なる勢を以て擴つたのであります。夫れで今日に於きましても、歐羅巴の國家といふ事の説明は、どうなつて居るか、と云ふと、國家といふものは人民でもなく、君主でもなく、別に國家といふ一の存在物があるのである、而して其の國家は自ら活動して居る、其の活動は人民の活動の集つたものでもなく、君主の活動でもない、國家と云ふ一の人格、國家と云ふ一の生物の活動である、斯う云ふ風に見て居るのであります。是れは當時の思想を統一した上より申しますと、如何にも面白い思想であり、君主主義と民主主義とを調和した思想の變遷の上より云ふと、面白い現象でありますけれども、若し我々が翻つて之れを吟味して見ますと、矢張り、民主主義であります、國家といふ一の有機體生物があると申しますが、是れは委しい議論は致しませぬけれども、到底我々は動植物があるやうに、人間があるやうに、國家と云ふ一の生

物があると云ふ事は、生物とか有機體とか云ふ思想其のものを改めざる以上は、認むる事は出来ないのであります。有機體とか生物とか云ふ考其のものを改めて來れば、或は國家と云ふ生物、有機體があるといふ事が出来るかも知れませぬけれども、今迄の動植物の如きものを以て生物であり有機體であること云ふ思想を貫きます以上は、國家と云ふ生物、有機體があると云ふ事は、嚴格なる學理として之れを認むる事は出来ぬのであります。此の説は無論色々功績を現はして居る、例へば國家は個人が石や瓦のやうにゴロ／＼集つたものである、機械的に集つたものであると云ふやうな思想を排斥して、個人の外に或る者を認めると云ふ、大に貴重な思想を含んで居りますけれども、積極的に國家は一の有機體、一の生物であると云ふ事は、我々は譬喩としての外は認むる事は出来ない、嚴格なる學理としては認むる事は出来ないのであります。若しも國家と云ふ一の大きなものが獨立して存在して居ると申しますならば、夫れは何であるか、其の實物は何かと調べて見ますれば、其の品物は

矢張り我々人類の團體でなければならぬ、人類の集つたものでなければならぬ、其の人類の集つた團體が、一の有機體である、生物である、即ち國家權力は多數の人間の集つた其の團體の權力であると申すのであるから、言葉は如何にも巧みであり、餘程面白いのでありますけれども、冷靜に之れを觀察すれば、矢張り民主主義であります。團體の權力——團體は何に依つて出來て居るか、多數の人間の集つたものであるから、矢張り團體の力を認めるのであつて、歐羅巴人本來の思想たる民主主義に外ならぬと云ふ事が出来るのであります。

### (三) 法律上の國家

法律上の國家といふ事を説明いたしまするには、法律とは何であるか、是れは後に至つて再び述べることでありますが、簡單にお話して置かなければならぬ、法律といふのは國家的生活、共同の生活の間に於て、各人の意思の關係の規則であります、例へば金を借りたならば期限に至つて返さなければならぬ、他人を殺してはならぬと云ふやうに、人の意思を制限して、其の規則を定めたるのが法律であります、人の活動といふものと、意思との關係は、心理學上困難なる問題である、夫れから意思とは何であるか、是れも心理學上必ずしも一定して居る概念ではありませぬが、法律の上に於きまして意思と申すのは、心理學上の意思と云ふ事の研究とは離れて、人の外部に向つて現はれた活動の原因たる精神作用——夫れは心理學上どう云ふ精神作用として説明して居るか知りませぬが、それに拘らず、此の精神作用を概括して意思と申すのでありま

す、法律は人の行動の規則でありますけれども——例へば人を殺したくとも殺してはならぬと云ふ行動の規則であるけれども、行動の根本は意思である、意思の規則である、故に斯様に定義をするのである、此の國家的共同生活は、各人の意思の入り亂れて相關係して居る状態であります、多數の人類が共同生活をして居れば、其の間に意思の關係を生ずる、其の意思の關係を秩序を立て、規律をする、是れが國家の法の目的である、夫れで國家といふ關係は、或は法に依つて規律せられた關係である、と云つても宜しい、法は權力を以てしなれば維持する事が出来ない、と云ふ事は前に述べた如くであります、其の法の關係であると云つても宜しいのであります、所が國家的生活の内部に於きまする各人の意思の關係は、多數の人類相互の間にもある、唯だ今申したやうな金を借りたならば返さなければならぬと云ふ事は、國家の内に生存して居る一人と一人との意思の關係を定めた規則であります、併かし乍ら、其の外に各人に對する中央の權力の關係もあるのである、例へば人を殺したならば死刑

に處する、死刑に處するものは國家の權力であります、是れも亦一つの意思の關係である、人を殺してはならぬ、殺したならば死刑に處する、是れは各人ご各人ごの關係でなくして、中央の權力が死刑に處するのであるから、中央の權力

——國家權力と各人ごの關係であります、是れも亦法である。

法律とはかくの如きものであります、従て意思なるもの、持主、意思の主體といふものを認めなければならぬ、只だボンヤリ空中に電線があると云ふことは、電信柱即ち意思の主體を認めなければならぬ、法律學者は之れを法律上の人格と稱けて居ります、法とは意思の主體、即ち法律上の人格者の間の意思に關する規則を定めたものであります、意思がありますれば、必ず其處には法律上の人格、意思の主體といふものがなければならぬ、形容をして申せば、此の法律に依つて支配せられて居る、我々の國家的生活の有様と云ふものは、丁度法律上の人格意思の主體といふものがあつて、夫れに意思の關係が蜘蛛の網のやうに縦横に入り交れて、線を引いて居る有様であると云つても宜い、

其の蜘蛛の巣を張つた糸の結び目が意思の主體であります、さう云ふ意味に於て國家權力も亦意思であり、其の意思は各人に對して、或は租税を取立てるところか、或は兵役の爲めに徴集するところか、或は人を死刑に處すると云ふ意思の働きを持つて居るから、其の權力の主體たる法律上の人格がなければならぬ、斯の如き法律上の人格を、法律上に於きましては國家と申すのであります、例へば國家が租税を取る、國家が人を死刑に處する、國家が我々を兵役の爲めに徴集する、國家が學校を建てる、國家が鐵道を敷く、斯う云ふ風に法律家は申すのであつて、其の意味に於て國家とは何であるかと云へば、國家とは國家的生活に於ける權力の主體なる法律上の人格を云ふのであります、夫れでありますから、其の權力の主體を通常主權者と云ふやうな言葉を用ゐて現はして居りますが、法律上の言葉で云へば、主權者とは云ふも、國家とは云ふも同じ事であり、主權者とは云ふも、權力の持主といふも主體といふも皆同じ意味であつて、之れを法律學者の言葉に翻譯して國家と申すのであります、丁度我々お互の間



に於てもさうである、我々は皆法律學者の目から見ると法律上の人格である、意思の主體であります、實際に於ては我々は男もあり、女もあり、子供もあり、老人もあり、色の白い人もあり、黒い人もあり、瘠せた人もあり、肥へた人もあるけれども、夫れを皆法律學者は自分等の言葉に當嵌めて、法律上の人格といふのであります、夫れと同様に權力といふ意思の主體を國家と申すのであります。

#### (四) 國權又は統治權

次には、斯の如き權力は如何なる性質の權力であるか云ふ事を説明しなければならぬ、今迄は只中央の權力であるか、國家の權力であるか申して來たのであつて、其の權力は如何なる權力であるか、權力とは元來どう云ふものであるかと云ふ事に就ては、更に説明をしなかつたのであります、茲に至つて法律上の國家といふ事を説明をして、權力は一の意思である云ふ事を申しましたから、其の權力の何であるかと云ふ事を説明しなければならぬのであります。

國權の存在いたします理由は、人の人たる所以を完成するにありと云ふ事を申しました、何故國權がなければ人の人たる理由を全ふする事は出來ないか、前に色々な理由を申しましたが、人は其の意思を他の強い方に依つて強いて制限せられなければ、永久に且つ鞏固に其の規則を守るものではない、永久に

且つ鞏固に意思の規則を守らなければ、我々の生存發達の條件たる共同の生活を營む事は出来ないであります。國家權力といふものは各人を超越したる強い力であつて、各人が之れを欲すると否とに拘らず、己の欲する所を強いて行ふ力を有つて居る。夫れであればこそ、國家は人の人たる所以を完成する條件となる事が出来るのであります。平等なる者が闘へば一方が仆れる迄已む事はない、國家權力は我々と同等なる力ではなくして、我々以上の力である。而して我々の欲すると欲せざるとに拘らず、例へば金を借りたならば期限内に至つて返せよと命ずれば、私なら私が假令期限内に至つて金を返したくないと思ふても、又無理に夫れを拒んでも、國家は其の實力を以て何處までも私を強制して、其の望む通り金を返さしむる。さう云ふ力を備へて居ればこそ、人の人たる所以を完成する所以であるのであります。さう云ふ性質のものであるから、國家權力といふものは同じく意思ではあるけれども、我々のお互に有つて居る意思とは違つて、他人に對して己れの意思を何處までも強制して行ひ、己

れの意思を以て他人の意思を押さへつける意思であるのであります。斯の如き己れの意思を以て、他人が之れを欲すると欲せざるとに拘らず、押さへつけます。意思の作用を命令と申すのであります。國家權力は命令の意思の力であり、ます。同じ事を他の言葉で説明いたしますと、各人はお互に生れた時には皆異なる等級の違つた意思の力を有つて居る。例へば假りに國家の無い状態を想像して見ますると云ふと、例へば私が常陸山に金を貸した所が、常陸山が期限に至つて返さぬと云ふ時に、二人が喧嘩したならば常陸山の意思の力は私の意思の力よりも強くして、私は到底彼より貸した金を取返す事は出来ない、世の中の人間といふものは一人々々差等を有つて居る。腕力に於て、智力に於て、境遇に於て、男女の性に於て皆違つて居る。夫れでは各人の人たる所以を全ふする事は出来ぬから、茲に國家權力と云ふ各人よりも遙に超越したる一の意思の力があつて、各人をして己れの意思を働かしめない、各人を總て平等のものとして、實際に於て不平等なるものを平等のものとして、常陸山も私

も同等の腕力を有つものと見て、同等の意思の力の者と見て、而して若しも金を返さなければ、強い國家の力を以て之れを取つてやる、人を殺す者があつたならば、國家の力を以て之れを死刑に處する、其の間に色々な倫理的な正義道徳といふやうな關係は無論加はりませんけれども、今は純粹な形式的な話に形を拵へてお話しして居るのである、さうしなければ分り悪いから——國家權力といふものはさう云ふ風に、自然の不同なる各人の意思の力を、國家の意思の力を以て同等と定めて、而して國家權力を以て是れに臨んで居る、夫れであるから、國家の權力に對しては、各人は總て一樣に無權力であります、何等の權力も無い、國家に對しては何を請求する事も出来ぬ、どう云ふ事もする事は出来ない、無權力なものである、無權力な者と權力のある者の相對した有様を、一方の力の働きを命令と云ひ、是れに對して無權力な者が己れの意思を全部棄て、是れに従ふのを服従と申します、夫れで國家と各人との關係は命令服従の意思の關係であります、即ち國家は各人の意思に反して、各人の意思に拘ら

ず或る事を爲さしめ又は爲さしむる事が出来る、各人は己れの意思に反して國家に對し或る事を爲し又爲さなければならぬ、是れが國家といふ關係を我々法律家が形の上に、丁度數學の方式のやうに現はした説明であります。

斯くの如き命令服従の關係は、國家でなくても多少人が多數集りますと、其の間に行はれるのであります、例へばお互が一の學問上の會を拵へると云ふと、自然に其の間に多少の程度に於て命令服従といふ事が生ずる、例へば會費を出さなければならぬ、會費を出さぬと云ふと制裁を加へると云ふやうな關係を生ずる、夫れと國家の場合に於ける權力——命令服従の關係とは違ふかと云ふと、大に違ふのであります、夫れは國家の權力は絶對的である事であり、絶對的と云ふのは無條件といふ意味である、何處までも及ぶと云ふ意味であります、或る會を拵へて會費を出さなければならぬと云ふ關係を生じても、夫れは我々が其會に入會するといふ、もと我々の自由の意思で以て入會し

たので、入會しなければ會費を出さぬでも宜しい、又愈よとなつて會費を出さなかつた場合に、其の會が無理に之れを取る事が出来るかと云ふに、さうではない、或る程度を限られて我々は服従して居るので、若し嫌やになれば退會すれば宜しい、制限的な條件のある命令服従であります、然るに國家と各人との場合は夫れとは大に違ふ、我々は國家に入會すると否との自由を有つて居ない、一定の條件を具へて居る以上は、一定の原因が備つて居る以上は必ず其の國の權力に服従しなければならぬ、例へば日本の國に於て日本人を父母として生れた以上は、嫌やでも日本人にならなければならぬ、會費即ち租税を取立てられる、是れに對しては絶對的に拒む事は出来ぬ、我々が何處まで逃げていても、歐羅巴亞米利加まで行つても、何處までも日本の權力は後から追及して其の租税を取らうとするのである、而して若しも國家の命令に従はなかつたならば、實力を以て夫れを無理やりに取る事が出来ます、又或る會に入つて居る、何時何日會合を催すから出席せよと云ふて来る、所が私が出席しないか

らと云つて、會から人が来て私を無理に引つ張つて行く事は出来ない、併かし乍ら、國家の場合は夫れが出来るのであります、其の爲めには最も極端な手段、生命を奪ふまでの事さへも出来る、さう云ふ働きを強制と云ひます、國家は其の意思を強制の手段に依つて遂行する事が出来るのであります、而して其の命令強制の力は無條件絶對的であつて、何處までも追及する事が出来る、斯う云ふ性質を有つて居るのであります。

次には、國家の權力は一の國家的關係、國家的生活に於ては唯だ一つ、あるのであります、中央の唯一の權力である、と云ふ性質を有つて居る、若しも日本の國內に唯今申すやうな權力が二つあつたならば、絶對的に己れの欲する所を何處までも追及すると云ふ事は二つの權力共に出来ない、國家は其の權力を何處までも絶對的に無條件に推し及ぼすと云ふが爲めには、一の國家生活に於ては唯だ一つ存在するものでなければならぬ。

従つて斯くの如き權力は最高の權力であります、最高といふのは、其の下に在

る各人の意思は、一として此の權力に服従せざる意思は無いと云ふ意味であります。日本國に於て一人の意思として國家の權力に服従せざる意思は無い、若しもさう云ふ意思があつたならば、國家を成して居ると云ふ事は出来ない、一人たりとも國家に抵抗し得る者があつたならば、最高の權力と云ふ事は出来ないのであります。

最高の權力は、從て獨立である、獨立といふのは他人の意思の干涉を排斥すると云ふ意味であります。最高であるから獨立でなければならぬ、他人の意思の干涉制御を受くるものであれば、夫れを最高であること云ふ事は出来ない、若しもさう云ふ場合があれば、其の干涉する所の意思こそ權力であります。最高といふ事も獨立といふ事も論理上同じ事でありますが、事柄を分るやうに別々に申すのであります。

又從て國家權力は無制限であります。國家權力は出来ないこと云ふ事は無い、何でも出来る、何でも出来ることいふ意味は物質上不可能な事でも出来ることいふ

意味ではない、無論自然の事實を變へる事は出来ない、夜を晝に變ずるとか、太陽をして西より出でしむると云ふやうな事は、國家と雖も無論出来ぬのであるけれども、無制限といふのは、苟も意思を以て爲し得る事であれば、國家は出来ない事は無いと云ふ意味であります。夫れは論理の上よりさうでなければならぬ、苟も國家が出来ないと云ふ事があります。なれば、夫れは決して絶對的な命令の力ではない、最高の力、獨立の力と申す事は出来ませぬ、西洋人の思想としては、國家と雖も神の心に反する事は出来ないこと云ふ様な事を云ひます。併かし乍ら、夫れは一種の宗教説であつて、國家は假令宗教に反する事と雖も、神の心に反する事と雖も、論理上やつて出来ぬと云ふ事はないのであります。さう云ふ事をしたならば、國家は損であると云ふやうな、利害の關係はあるかも知れませぬけれども、理屈の上より云ふて出来ぬ事は無いのである、道徳に違反する事でも國家は出来ぬ事は無い、さう云ふ國家は悪い國家である、いけない國家であると云ふやうな批評は出来るけれども、善惡を離れた形式的

な抽象的なる話としては、道德に反する事も亦國家は論理上出來ると云はなければならぬ、斯う云ふ意味に於て國家の權力は無制限であると申すのであります。

國家の權力は又不可分であります、分つ事は出來ない、不可分といふ事は前に申した唯一といふ事と同じ事である、唯一でなければ最高でない、獨立でない、絶對的といふ事は出來ない、故に國家の權力は之れを分つ事は出來ませぬ、一國に於ては權力は單一であつて之れを二つ以上に分つといふ事は出來ないのであります、若しも二つ以上あれば、其の國は一國でなくして、二ヶ國以上でなければならぬ、一つの國で國權が二つに分れ三つに分れるといふ事は決してあり得ないのであります、論理上さうでなければならぬ。

次に國權は固有の性質であります、固有といふのは自分が本來己れの性質として有つて居ると云ふ意味であります、他人から與へられたものではない、他人から許された、外から持つて來たものではなくして、其の原因を己れに有し、

其の理由を己れに有つて居る、自己本來の性質であるといふ事であり、國家の内、に於て、近世の國家に於ては、市町村、府縣郡の如き、所謂自治團體があります、夫々多少の程度に於て命令の力を有つて居る、我々が或る市に住めば、其の市に對して市税を拂はなければならぬ、拂はなかつたならば市は何處までも夫れを強制する事が出來るのであります、夫れは市に於て唯一獨立の權力である、併かし乍ら、夫れと國の權力とは違ふ、如何なる點に於て違ふかと云ふに、斯かる市の權力といふものは、國家より與へられたる傳來的權力であつて、市なるものが固有に其の性質として始めから有つて居る權力ではないのであります、固有の權力であるといふ事は國家權力の一つの性質であります。

國家權力は以上の性質を具へて居るものであります、斯くの如き權力は國家の權力であるから、之れを國權と申すのであります、又最高の權力であるから主權とも云ひます、而して斯くの如き國權又は主權は、各人に對して其の意

思に依つて各人の意思に拘らず、之れを命令し強制する、さうして國家の有する所の目的、國權の存在する所の理由に従て、種々に活動をするのであります。斯くの如き國家の活動を總稱して統治と申すのであつて、其の働きより名つけて之れを統治權と云ふのであります。夫れで統治權と申し、國權と申し又主權と云ふものは皆同一であります。唯た國權といふのは意思の主體より名つけたものである、主權といふのは最高である獨立であるといふ性質より名つけたものだ。統治權といふのは命令強制の力として國家の目的を達するものであるといふ作用より名つけたものであります。夫れでありますから、統治權は國家の權力であつて、同時に主權であるのであります。

### (五) 統治權の總攬者

斯の如く國權、又は主權、又は統治權は意思の力である、其の意思の主體は法律上國家といふと申しました、法律と申すものは純粹な形式的のものである、形式的といふのは丁度數學の學問が形式的であると同じ意味であつて、數學に於ては、例へば二と三を加へて五となる、と云ふ事を云ふ、夫れは全く形式的の話であります、實質を顧みない話である、例へば五といふのは林檎が二と梨が三つでも合せれば矢張り五である、牛を二頭と馬を三頭とを寄せても五である、さう云ふ風に物の實質に拘らず、唯た形式的に二と三を加へれば五となる、といふのが數學である、法律も矢張り數學の如き形式的のものであつて、金を借りたならば返せと斯う云へば、其の金を借りたのはどう云ふ理由で借りたか、親爺が飯が食へぬやうになつた、夫れを助ける爲めに金を借りた、又自分が良い着物を着たいから金を借りた、旨い物を食べたいから借りた、又は友人の

急を救ふ爲めに借りた、さう云ふやうな實質の關係を離れて、唯だ形式的に金を借りたならば期限には返せと命ずる、實質に就て見れば、自分の慾を満たさん爲めに金を借りたのは少しも同情すべき所がないけれども、友人を救ふ爲め又は親爺の爲めに金を借りたが、期限に至つて返せないといふのは多少待つてやるべき情狀もある、併かし乍ら、法律といふものは、さう云ふ實質に拘らず、形式的に金を借りたならば返せといふ、之れと同じく法律上の人格——意思の主體といふものは、抽象的、形式的のものである、法律上の人格といふものは、諸君も私もある、小さい赤ん坊もある、老人も有る、市といふものも法律上の人格、意思の主體である、何々株式會社も亦法律上の人格である、意思の主體である、併かし乍ら、さう云ふ内容實質の如何に柄らず、法律に定めてある規則の上に書いてある意思の主體たるものを、抽象的、形式的に法律上の人格と申すのである、先刻來國家とは權力の主體であると云つたのは、矢張りさう云ふ抽象的の意味であつて、其の國家なるものは如何なる内容實質のものである

かこ云ふ事には少しも關係せず、抽象的に、形式的に、之れを名つけて國家と云ふのであります、所が意思は精神作用である、夫れだから實際に於て精神作用を具へたものが其處に無ければ、己れの意思を主張する法律上の人格たる事は出來ないのであります、例へば此の茶碗は法律上の人格であると云ふ事を、茶碗を離れて法律上の形式の上より云へば言ふ事が出來る、併かし乍ら、夫れを云つた所が何にもならぬ諸君なり、私なり、精神作用を具へた者が茶碗に代つて、茶碗として働かなければ、實際に於て法律上の人格たる效用を全うする事は出來ぬのであります、國家に就ても同様であつて、法律上抽象的に意思の主體たる者、權力の主體たる者を國家と云ひますると同時に、若し其處に精神作用を物質的に事實上具へて居る者が、國家の強い意思を實行するといふ事を含んで居らなければならぬのであります、誰か精神作用を具へる者があつて、其の精神作用は外より動かすのではいかぬ、自分の力で精神作用を外に發する者があつて、夫れが國家を代表する、國家を構成して居らなければなら



ぬ、さうして斯くの如き精神作用を具へて居る者は、人類の外には居らぬのであります。

斯くの如き國家を構成する所の人類を我々は統治權の總攬者と申すのであります。統治權の總攬者は精神作用を固有に具へて居る所の人類でなければならぬが、其の人間は誰でも宜ろしい、人間でさへあれば宜しい、而かも夫れは或る一人でなければならぬと云ふ事もない、三人でも宜しい、三人の意思が固まつて多數決とか何とか或る方法に依つて、唯一の意思を發表する事が出来れば、矢張り唯一不可分の權力となる事が出来るのであるから、多數の團體でも宜ろしい、一人の人でも宜ろしい、實際の人間の如何に拘らず、斯くの如き人類を統治權の總攬者と申すのであります。夫れでありますから、統治權の總攬者と云ふのは、國家を實際構成する所の——國家といふのは法律上の形式的抽象的の意味に於ける所の國家、夫れを實際に於て構成する所の人類を指すのであるから、實際我々が目に見る上に於ては、國家も統治權の總攬者も同じ

ものであります。唯た我々が説明するには分けて云ひますが、實際に於ては同じものであります。

然るに是れは別であること云ふ思想が歐羅巴には行はれて居る、夫れはごう云ふ意味であるかと云ふと、前回にも申した通り、歐羅巴人は近世に至つて國家といふ、君主でもなければ、人民でもない、或る一つの生物があること云ふやうな事を云ふのであります。又一つの團體が存在して居る、夫れは自ら意思を具へて居る、斯う云ふ風にいふのである、夫れであるから、直に之れを生物であること云つて仕舞へば、精神作用を具へて居る人間といふものは別段に要らぬ、國家夫れ自身が人間であります、さう云ふ極端な説でなくとも、國家といふものは個人でもく君主でもない、大勢の人の團體である、唯た斯う云ふ風に見て居るとしましても、矢張り精神作用を具へて居る所の人類といふものが、統治權の總攬者として存在しなければならぬと見て居るが、併かし、私が唯今申したことは、餘程筋道が變つて居るのであります、株式會社といふものは法律上の人

格である、併かし乍ら、是れは一の團體であつて、株式會社といふものは自ら活動する事は出来ぬ、株式會社を目で見るとは出来ぬのであります、少くとも國家といふものは夫れと同様のものであつて、丁度株式會社に理事であるとか支配人であるとか云ふやうな人間があつて、株式會社の爲めに其の意思を發表する、支配人自身の意思ではなく、理事自身の意思ではなくして、株式會社の意思を株式會社に代つて發表する者がなければならぬ、斯くの如く國家を一の株式會社と見て、其の株式會社の理事又は支配人たる者を統治權の總攬者といふ、斯う云ふ風に今日歐羅巴の學問に於ては説明して居るのである、所が私が先刻申した通り、さう云ふ團體を以て統治權の主體と致しまする説は、矢張り民主主義であつて、一般に通ずる理屈にはならぬのであります、夫れ故に、統治權の總攬者と云ふものは、法律上の國家といふものと同じであること云ふ私の説明は、法律上の國家とは團體であることは云はない、何であるとも云はぬ、唯た形式的抽象的に、法律の上に於て斯う云ふものを國家と云ふ、空なものを

國家と云つて居るのであります、所が歐羅巴人が國家は法律上の人格であること云ふのは、人民全體の團體であることするのである、彼等の建國の思想たる民主主義に依つて、之れを法律上の人格と云ふて居るのである、夫れであるから、統治權の總攬者と云ふものは、人民の役人である、使用人である、人民を代表して、或る事柄をする所の特別の人間を指す事になつて居る、之れを彼等は學問上法人の機關と稱けて居る、夫れで彼等の説明に依ると、國家といふものは多數人の共同團體である、統治權——主權の主體持主は多數人の團體である、夫れは國家である、統治權の總攬者と云ふのは夫れとは違つて、其の團體の機關として實際に於て統治權を實行する人を指すのである、斯う云ふ風に説明して居るのである、夫れであるから、彼等の君主、國王を統治權の總攬者と申しまするものは、之れを以て直ちに國家であること申すのではなくして、君主、國王と云ふものは人民の家來である、人民の使用人、役人であること云ふ意味に於て、統治權の總攬者は國家の機關であること斯様に申すのであります、夫れであるから、

歐羅巴人は民主共和の國に於ける大統領と君主國に於ける國王といふやうなものゝを區別しない、或る西洋の學者の云ふた有名な言葉に、君主といふのは代々世襲する所の大統領である、大統領とは年限の定まつた君主であること云つた、我々の考は非常に違ふのであつて、是れは後に至つて天皇の性質を述べるときに再び繰返しますが、我々が君主を以て統治權の總攬者であること云ふのは、君主を以て人民の僕である、家來である、使用人である、年期を定めても宜いのであるけれども、定めぬ方が面倒臭くないから先づ萬世一系として置くけれども、嫌やになれば年限を定めても宜らしい、さう云ふやうな思想で、君主は統治權の總攬者であること云ふのではなくして、我々は國家と一致する、國家其の者であること云ふ意味に於て統治權の總攬者であること云ふのであります、彼等は法律の學問といふものは形式的の學問である、法律といふものは數學のやうに、其の内容實質に拘らず、形質に於て之れを云ふのであるといふ事を忘れて、法律に於ても直ちに其の實際が目に見へなければ承知しない、夫

れ故に、國家は一の共同團體である、君主——統治權の總攬者は其の機關である、斯う云ふやうな事を申すのであります、夫れと私の申す所とは全く異なる事を御注意を願ひたい、夫れに就ては後に天皇の説明をする時に、再び委しくお話をします。

## (六) 單一國家と聯邦國家

國には我が國の如き單一國家もありますれば、聯邦の國家と云ふ者もありま  
す、聯邦國といふのは——是れは我が國の憲法の理屈を明にする爲めに別段  
必要な事ではありませぬけれども、唯だ参考の爲めにお話をして置く、例へば  
亞米利加合衆國、獨逸帝國、瑞西の如きものは聯邦國家であります、獨逸は獨逸  
帝國と云ふ一の國ではなくして、プロシヤ、バツリアと云ふやうな色々な國が  
二十六集つて獨逸帝國となつて居る、夫れから亞米利加合衆國も四十幾つの  
國が集つて合衆國を成して居る、瑞西聯邦も亦其の通り、其れ等の國に於ては  
數國を統一して一團りとなつて居るのであるから、例へばプロシヤ、バツリア  
等の小國の權力が先刻申した唯一最高絶對的の性質を具へて居るのである  
か、又は中央帝國の權力がさうであるかと云ふ事に就ては、學者の間に餘程議  
論が行はれて居る、獨逸に於きましては此の問題には非常に弱つて居ると云

ふのは、獨逸民族の統一といふ事を彼等は餘程苦心して居るのであるが、さう  
云ふ點より云ふと、獨逸帝國を以て一の國家であること云ひたい、併かし乍ら、彼  
等は各歴史を有つて居るプロシヤはプロシヤの歴史を有つて居り、バツリヤ  
はバツリヤの歴史を有つて居り、ハンブルグはハンブルグの歴史を有つて居  
る、其處で彼等の一つ一つの國も亦自ら國と云ひたい、國王も居るものを今更  
國ではない、帝國中の一洲一縣であること云ふのは、何となく氣持が悪い、其處で  
獨逸人は苦んだ結果、獨逸帝國も國家である、各國も亦一の國家である、斯う云  
ふ風に云つて居る、我々から見ると支離滅裂、一の統治の内に唯一最高の權力  
が二つ以上あること云ふ事になる、夫れであるから、彼等は茲に至つて、帝國も各  
國も共に國家であること云ふ事を云ひたい爲めに、統治權又は國權の説明を根  
本的に改め——唯一、不可分、最高、獨立と云ふやうな國權の性質を改めて、別  
國權の性質を認めやうとするに至つたのであります、我々から見ると云ふと、  
別段獨逸帝國を無理に國家と云はなければならぬとか、プロシヤ、バツリアの

如きも亦國家であるに云はなければならぬといふやうな事はないのでありますから、實際に就て觀察して、其の何れか一が國家であると云へば宜しいのであります。我が日本帝國の如きは、是れは單一國家である、佛蘭西、伊太利、西班牙等も皆單一國家であります。單一國家に於ては主權の唯一最高たる事は極めて明瞭である、單一國家であつても其の中に半屬國、保護國の如きものもありますけれども、夫れは國と云へるや否や餘程問題である、さう云ふ例外を除いて、單一國家に於ては主權の最高唯一絶對の性質に就ては少しも疑を容れぬのであつて、我が國は單一國家であるが、何れの國も單一國家ではない、聯邦國家もあると云ふ事を御參考の爲め話をしたのであります。

(以上第二回講演)

前回到統治權の總攬者と云ふ事に就てお話し致しましたが、今日汎く獨逸、佛蘭西等に於て行はれて居りまする學說に依ると云ふと、統治權の持主、統治權の主體は國家であると申して居るのであります。統治權の主體は君主でもな

ければ、又人民でもない、國家といふ別なものである、別の人格である、斯う云ふ風に説くのが一般の通説であります。是れは前に述べた通り、歐羅巴に於て君主主義に傾く事も出來ず、又民主主義に據る事も出來ず、遂に斯う云ふ所に遁げ道を發見した、マア皮肉に云へばさうであります。而して夫れが通説になつて居るのであります。夫れは私が前回に述べた所と餘程意味が違つて居る。私は法律上の國家とは何であるか、夫れは統治權の主體を國家と名づくるのである、斯う申すのであるし、彼等は國家といふものは別に實在して居る、團體として別にあつて、夫れが統治權の主體であると云ふのです。夫れ故に、私は統治權の主體として國家なるものは何であるか、どう云ふ實物であるか、さう云ふ事に就ては更に何も申さぬのであります。唯だ法律學者の抽象的形式的の論理として、其れを稱して國家と申すだけの事である、然るに彼等は人民の共同團體たる國家なるものがあつて、其れが統治權の主體であると申すのであります。其の點を能く御了解ありたい。

## (七) 國體

是れより國體と云ふ事をお話いたします。統治權の總攬者は國家の權力を有つて居る人でありますが、さう云ふ人類は誰でも宜しい、人間でさへあれば宜しいのである、一人でも宜ろしければ數人——團體でも宜しい、若しも其の意思を統一して、一つとして外部に現はす方法があるならば、何千人何萬人の團體でも宜しいのであります。理論上統治權の總攬者は一人でなければならぬと云ふ事もなし、又數人でなければならぬと云ふ事もない、而して實際の有様に就て見ましても、或る國に於きましては統治權の總攬者は唯だ一人である、又或る國に於きましては一人以上の多數の人であります。此の區別は國家の中央の權力、國家存立の要件たる統治權の所有者、統治權の總攬者の區別であります。國家の本體に關する根本的の區別であるから、之を稱して國體の區別と申すのであります。即ち國體とは簡單に申すと云ふと、統治權の總攬者

が一人であるか、數人であるかの區別であります。而して其の一人たるものを君主國體と申し、一人以上數人であるものを共和國體といふのであります。國體の區別に就いては昔から——數千年前希臘のアリストートルが國體を區別して三とした、夫れは第一には君主國體、第二には貴族國體、第三には民主國體であります。此の區別に依るといふと、君主國體とは一人が統治權の總攬者たる國體である、貴族國體とは或る數人の人民の内の少數の者が統治權を總攬する國である、民主國體とは人民全體が統治權の總攬者たる國體である、斯う云ふのであります。此の區別は今に至つて一般に行はれて居るのであります。所が實際に於きまして、今日貴族國體といふものは存在して居らない、又所謂民主國體といふものは、人民全體が統治權の總攬者であること云ふ事を理想とし、建國の精神として居るのであるけれども、實際に於て人民全體が統治權を總攬すること云ふ事はあり得ないのであります。學者が紙の上の理屈としては、人民全體が團體を成して國を治めて居ると云ふ事は出來ますけれども、

然らば支配さるゝものは何であるか、矢張り人民全體である、巧妙なる言葉を用ゐて、人民は合しては主權者である、分れては服従者である、斯う云ふ事を云ふのでありますけれども、夫れは唯だ言葉の上でさう云ひ得るのみであつて、實際に於て人民全體が自ら支配し自ら服従するを云ふ事は、歴史の上に於ても決してないのであつて、所謂民主國體といふ事を標榜して居りまする國に於ても、實際に於ては或る一人の人、例へば羅馬のシーザーであるとか、佛蘭西のナポレオンであるとか、さう云ふ一人の者が權力を握つて居るか、又は國内の數人の有力者が權力を執つて居る、其の名前のみが民主で、實際に於ては貴族國體と少しも擇ぶ所はない、少數の者が權力を握つて居るのであります、夫れであるから、ハツキリ論理上國體を分つて、君主國體と共和國體とし、共和國體とは統治權の總攬者が一人に非ざる國體、是れには色々な場合がありませうけれども、夫れを概括して一の共和團體と稱する方が明瞭でもあり、又實際にも適當して居る、夫れが論理に適して居るのである、夫れ故に、今日に於き

ましては、矢張り一般に國體三分説が行はれて居るけれども、學者の間には寧ろ二分説が有力であるのであります、共和國體とは何ぞやと云へば、詰り君主國體にあらざる國體が共和國體である。

此の區別は如何にも嚴格に區別しなければならぬ、少しも曖昧なる事を許さぬのであります、一人が純粹に、完全に、何處までも統治權の總攬者であるものでなければ、之れを君主國體とは云はない、苟も統治權の總攬者と稱する者が、多少なりとも他人の意思を交へるならば、或は帝國と云ひ、王國と云ひ、其の他君主國の名稱を有つて居つても、夫れは實際に於ては共和國體であると申さなければならぬ、國體の區別は名稱の區別ではない、或は皇帝と云ふものがあり、其の國の君主は陛下殿下といふ如き尊號を有つて居ると云ふやうな事は、全く別の事であつて、實際の統治權の總攬者は何人であるか、冷靜な觀察を下して之れを區別するのであります、而して今日歐羅巴諸國に於ては、一人の君主が、完全に、缺點なく、統治權の總攬者であると云ふ國は、殆ど之れを見る事

は出来ぬのであります。今日の實際を世界の列國に就て申しますと、斯の如き純粹なる、完全なる、缺點のない君主國といふものは、我が日本帝國の外には殆ど之れを見る事は出来ぬのである。併かし乍ら、歐羅巴に於きましては、實際に於て論理上、君主國にあらざる國と雖も、或は帝國或は王國と稱し、自ら共和國と區別をして居ります。其處で歐羅巴の學者は何とかして自分等の國をも矢張り君主國と説明したいと云ふ感情から、從來の定義を改めて、別の觀念を以て君主國と共和國とを區別しやうとして居る、一々さう云ふ説に就ては述べませぬが、一として明瞭なる説明を與へたものはない。夫れは兎に角、若しも我が國に於ても、歐羅巴人の説明を聞いて、君主國體と共和國體とを曖昧にしやうと云ふ者がありません。其の意のある所を知るに苦むと評さなければならぬ。何を苦んで我が國に於て君主國と共和國との區別を曖昧にし、別の觀念を以て説明しやうとするのであるか。我が國に於ては少しも此の從來の明瞭なる論理を改むる必要を見ないのであります。西洋人が、名稱は君主國

であつて、其の實君主國にあらざるものを君主國と稱した所が少しも差支はない。然るに我が國に於て歐羅巴の書物を讀む人が、知らず識らずの間に、彼等の論理の巧妙なるに酔はされて、さう云ふやうな議論をする人がないでもありませぬから、さう云ふ議論と云ふものは、少しも理由のない、何の爲めにさう云ふ事をするのであるか。我々には解す可らざる議論であると云ふ事を、能く御承知にならん事を望みます。

國體と申す言葉は、國家學上、法律學上、只今申したやうな意味に使つて居りますが、道徳上、又一般の通用語としては、或はさう云ふ意味でなしに、別の意味にも使つて居る。例へば教育勅語にある所の「國體の精華」といふやうな國體といふ意味と、是れとは餘程違ふのである。アレは我が國の道徳の他國に優れて卓絶して居る事、我が道徳の特色といふやうな意味に使はれてあるのであらうと思ふ。さう云ふ用法を排斥するといふのではない。我々は唯た國家學上、法律學上、正確なる觀念を作りたいから、國體といふ言葉を斯ふ云ふ意味に用ゐる



のであります。

斯の如きものでありますから、君主國體といふのは極めて簡單である、一人の人類を以て統治權の總攬者とする國體であります、其の例として我が帝國を直に胸中に描いてお考へになれば、君主國體の何たる事は極めて明瞭である、君主國體に於ては前回に申した所の統治權——絶對的なる、唯一不可分なる、無制限なる、最高獨立なる性質を有つて居る所の統治權が、此の一人の意思より離れて出づる事はないのであります、無條件に絶對的に此の一人の意思より出る、他人の意思は決して加はらぬのであります、之れが君主國體の特色であつて、若しも此の點を曖昧にしましたならば、君主國體の君主國體たる所以は之れを認むる事は出來ないやうになるのであります、歐羅巴の君主國體——所謂る君主國と稱する者、例へば英吉利の如きに於きましては、統治は決して國王一人の意思より出るものではない、英吉利の國會と云ふものが、君主と共に統治をして居るのであります、夫れから獨逸諸國に於きましては、王國と云

ひ又は大公國と云つて居るやうな國に於ても、君主一人の意思を以て統治するのではなくして、或る程度に於て君主の意思は、國會其の他のものゝ意思に依つて制限を受けて居る、さう云ふ場合には、論理の指す所に従つて、矢張り之れを共和國と名づけなければならぬ、一人が統治權の總攬者ではないのであります、此の點は少しも曖昧にする事は出來ない、嚴格に十分明瞭にして置かなければならぬのであります、此の點に就て一步を緩くしたならば、我が日本帝國の如きものも、直ちに變じて共和國となると云はなければならぬ、天皇の意思が獨り全部に亘つて統治權であるといふ事は、論理上動かす事は出來ない、然るに或は我が國に於ても、帝國議會といふものは、歐羅巴諸國に於ける國會に似たやうなものであつて、天皇の意思は國會の意思に依つて多少の制限を受けるのであると云ふやうな事を説く人がある、是れも矢張り、前後の思慮もなく、西洋の書物に感心した結果出て來た説であつて、夫れ等の人に向つて、若しもさう云ふ議論をするならば、我が國は直ちに變じて共和國となる

のである。若しも果して實際に於てさうであるならば、我が國は共和國である  
と云ふ事を申しましたならば、彼れ等も直ちに説を改めるであらうと思ひま  
すが、此の簡單なる論理をも辨へずして、間々さう云ふ議論をする者がある。此  
の點は帝國憲法を解釋するに就て最も重要な點、出發點であり、又是れが到  
達すべき極點であります。此の點を最も明瞭にしなければならぬ。

國體は、只今申したやうに、嚴格に區別して、君主國體と共和國體としなければ  
ならぬと云ふのは、論理の命する所に依るのであります。君主國が宜しいと  
か、共和國の方が上等であるとか、下等であるとか、さう云ふ意味は少しもな  
いのであります。其の國の實際に就て調べて見て、一人が何處までも絶對的に統  
治權の總攬者であれば、之れを君主國體といふのである。さうでなければ直ち  
に共和國體と云ふのである。我々が英吉利王國、伊太利王國、西班牙王國の如き  
を君主國體に非ずといふのは、決して之れを輕蔑するとか、惡いとか云ふ意味  
は少しもない。唯だ論理の命する所に依つて、其の儘之れを名づけて居るので

あります。又是れと同じく、無理に我國を以て君主國體であるとか云ふ事を云ひ  
たい爲めに言ふのではない。實際論理の命する所に依つて、冷靜に利害の念を  
離れて、其の通り觀察して、我が國は君主國體であるとか云ふのであります。

## (八) 政體と國體

只今申す通り國體は國々違つて居ります、或る國は一人が統治權の總攬者であり、又或る國は共和國體であると申すのは、統治權が君主一人の手にあるか、又は數人の手にあるかと云ふ事であるが、其の一人又は數人が、如何なる方法に依つて統治權を行ふかと云ふ事は、之れとは全く別問題であります、君主國に於きましては、一人の統治權の總攬者が統治權を行ふ爲めに多數の人を使用する事が出来る、數萬の官吏を用ゐる事も出来る、或は國會と云ふものを設けて之れを使用する事も出来る、裁判所、國務大臣、さう云ふ者をして統治權の一部の行使に當らしむる事も出来るのであります、併かし乍ら、是れ等のものは、皆統治權の總攬者の命令に従つて、統治權を執行するのであつて、云はゞ統治權の總攬者の機關であります、役人である、小使である、さう云ふ多數の人を使用しても、統治權は矢張り一に歸して、丁度河の流れが一の大海に歸するが

如く、推し及ぼす所は皆君主一人に歸するのでありますから、假令如何ほど多數の人を用ゐて居つても、之れを君主國體といふ事を妨げないのである、統治權が苟も君主の意思に反して行はるゝ場合がある、君主の意思を待たずして行はるゝ場合がありましたならば、夫れは君主國體ではない、實際に於て統治權を執行する者は如何に多數であつても、其の本つく所は君主一人の意思に歸せなければならぬと云ふ事です、さへあれば、君主國體と申すのであります、而して君主が統治權を執行しますが爲めに、色々の機關、役所を設ける、又は色々の方法に依つて之れを行ふ、統治の設備及び方法は色々にする事が出来るのであります、斯の如き統治の設備及び方法に關する區別を政體の區別と申します。

我が國の政體はこうなつて居るかと云ふ事は、第六の統治の設備及び方法と云ふ所に至つて説明いたしますが、此の政體は國々千態萬様、色々に分れて居るのであります、國體の區別のやうに明瞭單簡に區別をする事は出来ない、色

々の政體があります、學者は之れを大體に分つて立憲政體、專制政體と云ふやうに分つて居りますが之れも必ずしも明瞭な區別ではないのでありまして、等しく立憲政體といふものゝ内にも色々な場合がある、夫れは後に至つて説明いたしますが、唯今申して置きたい事は、政體の區別と國體の區別とをハッキリ分けて、少しも混同してはならぬと云ふ事であり、國體と政體といふものをハッキリ別にするといふ事は、憲法の規定、憲法の學理を會得する上に、最も必要な事であり、若しも國體と政體とを混同しましたならば、憲法といふものは、支離滅裂になつて、曖昧になつて、之れを解する事は出来ぬやうになる、然るに國體と政體とは、獨逸佛蘭西其の他の歐羅巴諸國の學者の間には、之れを區別せざる者が多いのであります、彼等が國體と政體とを區別しないと云ふ事は、彼等の根本の理論より生ずる事であつて、已むを得ない事である、なせ彼等は國體と政體とをハッキリ別にしなかつたかと申すに、彼等は統治權の主體といふものは、何時でも人民の共同團體である所の國家である、斯う云つ

て居るのである、從て私が先刻來申すが如き統治權の總攬者、即ち國家を構成する統治權の出づる源に依る所の區別といふものは、之れを認むる事は出来ぬのであります、統治權の主體、統治權の持主といふものは、如何なる國に於ても人民の共同團體たる法律上の人格であると云ふのであつて、國體と政體との區別は認めないのである、夫れであるから、國王が居るか、國會が實權を握つて居るか、大統領があること云ふやうな事は、統治權の所在其のものゝ區別ではなくして、如何にして統治權が實行せらるゝかの區別であります、彼等は國と云へば皆民主國であるかの如く考へて居る、是れは前回にも申した事である、故に國王があることか、國王は無くして人民が直ちに之れを行ふことか云ふのは、其の實行の方法に關する問題であつて、統治權の所在其のものゝ區別とは見て居らぬのであります、政體と國體との區別を認むる事は出来ないものである、夫れであるから、何れの國でも國體、國の形式、國の體形と云ふやうな言葉と、政治の方法、體形といふやうな言葉と入亂れて、混雜して用ゐて居るが、詰り

同じ意味であるのであります。是れに就ても矢張り、我が國に其の議論を持つて來て説く人がある、君主一人が統治權を實行するか、多數の者が實行するかと云ふ區別は、政治の方法の區別である、統治權の所在は何時でも國家といふ法律上の人格、而して夫れは人民の共同團體である、斯う云ふ風に申すのであります。從て國體といふやうな區別を認めずして、政體の區別のみを認めて居る、斯くの如くして國體と政體との區別を曖昧にする結果は、非常な重大なる事になるのであります。元來國體の區別を認めざる根本の考といふものは、國は皆民主國である、如何なる國に於ても人民の共同團體が主權者であること云ふ事にあるのでありますから、國體を認めざる説は、如何なる國をも皆共和國體たらしむる結果となるのであります。若しも我が國に於て、さう云ふ議論を用ゐましたならば——さう云ふ議論をする人は如何にも軽く考へて居るが、其の實際の結果の如何に重大なるかと云ふやうな事は考へずして、唯た學者の紙の上の議論を闘はす事のやうに考へて、謂はゞ閑事業でありますから、さ

う云ふ議論は、殆ど齒牙にかけるに足らぬけれども、併かし矢張りさう云ふ説があるのであり、さう云ふ説のあります以上は、矢張り分り切つた事であるけれども、我が國は君主國體であり、其の君主は統治權の總攬者、統治權の持主であつて、決して我が國に於ては人民全體の團體を以て主權者とし、國體の區別が無いと云ふやうな説は、認むる事は出来ないこと云ふ事を明かにして置かなければならぬのであります。

國體と政體との區別を曖昧に致しまする結果は、歐羅巴の歴史に就て見ますると云ふと、非常な重大な結果を來して居る、或る國に於きまして、一人の君主が從來統治權を總攬して居つた統治權は全部君主の意思から出て居つた、夫れを或る時期に至つて、人民の運動又は學者の説に従つて、又は從來の歴史に依つて、例へば國會と云ふやうなものを置いて、國會の權限を何時の間にか段々擴張して、國王と雖も國會の同意がなければ、人民から租税を取る事は出来ないとか、國會が許さなければ人民の自由を奪ふ事は出来ぬとか、さう云ふや

うな規定を設ける。又はさう云ふ慣例を知らず識らずの間に生ずるに至つた國が多いのであります。斯の如き事が慣例に依つて段々に何時の間にか出来たのは、英吉利の王國が最も著しき例である。近世に至りまして英吉利の例に倣つて、千八百十四年に出来た佛蘭西王國、或は伊太利王國、西班牙王國、獨逸の南部諸國、或は希臘といふやうな國は、君主といふものを其の儘存して置いて、國會の權限を段々擴張して、何時の間にか國會の許可又は同意がなければ、君主も勝手氣儘に統治をする事は出来ぬと云ふやうな事を、憲法の規定にハッキリ設くるに至つた國もあるのであります。彼等の國に於ては、さう云ふ事は別段國の永久の生命に關する事ではない、本來國王、君主といふ者は、人民の委託に依つて、人民の下僕として統治權を行ひ來つたのである。唯た其れを一手に握つて居つたと云ふだけの事である。今度之れを少し改めて、人民の内より代表者を出して、其れと相談をしなければならぬ、或は其の指圖を受けなければならぬと云ふ事にするのは、左程重大なる變更ではありませぬ。併かし

乍ら、若しも從來の君主が一入で統治權を總攬して居つたといふ事が、其の國を君主國體と稱せなければならぬほどのものであつたと思ひましたならば、今度何時の間にか變つて、又は法律の規定を以て、國會の許可又は同意を得なければ、統治をする事が出来ないと云ふ事にしたのは、君主國を變じて共和國としたものであつて、直ちに是れは國家の革新、一大革命と申さなければならぬ。前の君主國といふものは、何時の間にか、又はさう云ふ規定を設けた時に滅びて、新なる共和國體が起つたと申さなければならぬ。佛蘭西では最近百年間、度々國を改めて、或は共和國となり、或は君主國となり、又更に共和國となると云ふやうな事をして居りますが、さう云ふやうにハッキリ名稱を變へなくとも、かゝる變動のあります事は、假令國王といふ名稱が元の通り存在して居つても、實際に於ては變じて共和國となつたものであると申さなければならぬ。夫れであるから、國體と政體との區別を曖昧に致しまする結果は、政體の變更に依つて知らず識らずの間に、國體の革命を見る事を認めなければならぬ事

になるのであります。我が國に於きまして、若しも國體の區別と政體の區別とを混淆して、國體の區別といふものはない。總て夫れは統治の方法の區別である。云ふやうな事を申しましたならば、而して統治の方法の區別であるから、其の方法は時勢の變遷に従ひ、又は時々の利害に依つて改むべきものである。云ふやうな考を惹起して、政體の變更に依つて國體を改むると云ふやうな結果に至らしめると云ふやうな事が、若しもありましたならば、夫れは如何にも重大な事と云はなければならぬ。學者が唯だ西洋人の書物を読んで輕々しく言ふ議論が、如何に重大なる結果を生ずるか、色々世の中に行はれて居る書物を読む場合に、注意をしなければならぬ事であります。

觀念の上より申すと云ふと、國體は永久に亘つて變更すべからざるものでなければならぬ。政體は時々變更すべきものであります。其の國の中心權力、國家存立の柱、基礎たる所の統治權の所在が變ると云ふ事は、國の生命が變るといふ事であり、統治權の總攬者と云ふのは、即ち國家である。云ふ事を私は

申した。其の國家の變ると云ふ事であるから、觀念上國體は永久に亘つて變更すべからざるものと申さなければならぬ。無論實際に於て、謀叛人が現はれる、例へば英吉利に於てクロムウェルといふやうな亂暴人が出て、英吉利の國王の首を斬つて、國を共和國としたと云ふやうな實際の革命は、之れは已むを得ぬ。さう云ふ事も歴史の上には實際あるのであるから、否認する事は出来ない。けれども、觀念としては國體といふものは永久不變、天壤と共に窮りなきものと見なければならぬ。さもなければ國體を以て國の基礎である、中心である。云ふ事は出来ぬのである。是れに反して、政體は時々變へる事が出来るのである。若しも國會と云ふものを設けて統治をする方が便宜であると云ふやうな時勢には國會を設ける、又國會のあると云ふやうな事が、國家の活動上不便である。あると云ふ時代が参りますれば、國會を廢止する事も出来る。獨立の裁判所を設けて裁判した方が便宜であり、利益であるとすればさう云ふ方法に依る、又さう云ふ方法が不都合であるとすれば普通の行政官吏をして裁判を

行はしむる事も出来る、政體即ち統治の設備及び方法は、時勢の變遷に従ひ、利害の觀察に依つて、最も能く人民の幸福を全ふし、國家の目的を達する方法を執るのでありまして、時に從て變更するのである、是れに反して、國體は觀念上永久不變到底之れを變へる事は出来ないであります。

斯う云ふ點に就ても、歐羅巴人の考は必ずしも明瞭でない、或る國の憲法に於きましては、國の國體に關する規定は之れを永久に變更する事は出来ない、政體に關する部分は將來變更しても宜しいと云ふやうな事が書いてある、併かし乍ら、其れは申す迄もない事であつて、國體が變れば其の國は死んで仕舞ふのである、其の國が滅びて新なる國が生れるのであります、革命であります、さう云ふ事は出来ない、と云ふ事を自分が規定をして置く必要はない、又規定した所が已むを得ぬ事であつて、例へばクロムウエルのやうな亂暴人が出て來て、國の有様を共和國とする、夫れが實力を有つて居りますれば、如何に之れを防ぎ止めやうとして、憲法の上に書いて置いても何にもならぬ、是れは事實

問題であります、觀念上國體は永久不變と云ふ事は、餘程明かに認めて置かなければならぬのであります。

我が國に於きましては、明治二十二年二月十一日憲法を發布せられて、統治の設備及び方法を大に改められた、其の事は後に至つて述べますが、例へば帝國議會といふものは、我が國の建國以來新しい制度であります、獨立の裁判所を設けると云ふ事も餘程新しい事であり、國務大臣が責任を有つと云ふやうな事も從來なかつた事である、さう云ふ風に統治の設備及び方法を改められた、統治の設備及び方法に就て申せば、我が國に於ても、歷史上度々變更して居ります、大化の革新といふものは、今迄世襲の職業的の官吏を以て統治をして居つたのを改めて、任命に依る官吏を以て行ふ事とした、其の後には、征夷大將軍をして統治を行はしめると云ふ方法を採つたこともある、明治維新になつて再び大化の昔に復つて、任命に依る官吏を以て統治を行ふ事となり、明治二十二年に至つて更に國會を設けると云ふやうな改正をされたのであります。



す、之れは我が國體の終始一貫して、君主國體であると云ふ事とは、少しも關係は無い事である、憲法發布當時の事を翻つて考へて見ますると、當時は憲法と云ふやうな事に就て、能く分つた人は少かつたのでありまして、憲法を設けて國會を開くと云ふやうな事は、君主國を變じて歐羅巴の如き共和國體とするものであると考へて居つた人もある、さう云ふ理由で憲法の發布に非常に反對した人もあります、又さう云ふ理由を以て憲法の發布を喜んだ人もあります、是れは皆間違ひであつて、天皇が自分に全部有つて居らるゝ所の統治權を、行ふ方法、之れに關する設備を改めらるゝと云ふ事は、國體とは少しも關係の無い事である、我が國は建國以來今日に至る迄は勿論、又將來永遠に君主國であります、只だ時々變更したのは政體の關係に止まつて居る。

### 第三 天皇

#### (一) 天皇即國家

只今迄は、一般に通ずる國家學、憲法學の抽象的の議論を述べたのであります、第三以下に於ては、我が國の實際の國家組織憲法の規定を説明いたすのであります。

一國の憲法といふものは、其の國の特別の憲法であつて、我々が一般抽象的な議論を以て之れを類推致す事は出来ない、例へば我が國に於ては、天皇なるものが唯だ一人の統治權の總攬者であるからと云つて、夫れを以て行つて佛蘭西の憲法を論じ、英吉利の憲法を論ずる事は出来ぬ、丁度英吉利に於ては君主一人が統治權の總攬者ではない、國會の協賛を得なければ何も出来ぬと云ふ事があるからと云つて、我が國に於てもさうであると云ふ議論は出来ぬと同様であります、憲法は其の國々の特別の規定に就て見なければならぬのであ

つて、一般の學理とか理論と云ふものを以て貫いて論ずる事は出来ぬのであります。之れは又後に述べますが、外の學問とは違ふ所でありますから注意して置く。例へば自然化學に於て、水素と酸素と合すれば水になると云ふ事は、日本でも、英吉利でも何處でも同じである。併かし乍ら、日本の國會はどうか云ふ事をするものであるか、英吉利の國會はどうか云ふ事をするものであるか、夫れは全く違ふのであります。同じかも知らぬが別々に見なければならぬ。其の國々の規定、實際に就て見なければならぬ。自然化學の理屈のやうに、此の國に於て國會は斯う云ふ事をするから、他の國に於てもさうである。と云ふやうな議論をする事は出来ない。之れは極めて分り切つた事のやうであります。世の中には夫れに反對する議論もある。知らず識らずの間にさう云ふ事を云ふ者のあることを聞くのである。例へば或る問題が起つた時に、日本の帝國議會は斯う云ふ事が出来るか出来ぬかと云ふ問題が起つた時に、或は其れは英吉利の憲法を見るとさう云ふ事は出来ることなつて居る。獨逸、佛蘭西も皆さうである。

から、日本でもさうでなければならぬと云ふやうな議論が行はれて居るのであります。之れは或る場合には實際の政治に當つて居る政治家が、唯た自分等の政策を行ふ爲め、又自分等の都合の好い事をする爲めに、さう云ふ勝手な事を云ふやうな場合もあるけれども、多數の國に行はれて居る事が正當である。理屈であると云ふやうな考から、外國の憲法の規定を以て我が國の憲法に推及ぼさうとするやうな傾向が何となくあるのであります。是れは斷然排斥しなければならぬ。憲法は國々特別なものであつて、其の國々に就て見なければならぬのであつて、假令世界列國に於て盡く皆甲といふ規定をして居つても、我が國の憲法に乙と規定してあれば、世界の大部分が斯くの如くであるから、是れは甲と見なければならぬと云ふやうな説を立てゝはならぬのであります。丁度憲法は風俗のやうなもので、國々特別の歴史もあり、特別の規定もあるものであつて、理屈を以て之れを改めしむる事は出来ない。多數決で決定する事は出来ないであります。

帝國憲法の第一條に「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」とあります、又第四條に至つて「天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ」と云ふことを掲げてあるのであります、之れは我が國に於ては、天皇なる一人の人が統治權の總攬者であること云ふ事を、明に文字を以て示してあるのであります、統治權の總攬者といふ事は何であるかと云ふ事は既に述べましたから、天皇が統治權の總攬者であること云ふ事さへ云へば、最早夫れ以上の説明は必要が無いのであります、我が國に於きましては、第一條及び第四條の文字に明に現はれて居ります、通り、天皇といふ一人の人が統治權を總攬し、統治權は總て天皇を源として出つるのであつて、統治權の働は一として天皇の意思を離れて出るものはない、純粹に完全に欠點なく且つ嚴格に天皇は統治權の總攬者であります、先刻申した通り、我が國は論理上嚴格なる意味に於て君主國體であつて、一人の天皇なるものを以て統治權の總攬者として居るのであります、統治權の在所は一人の天皇である、天皇の意思のみが統治權である、之れが我が國體であ

ります。

憲法の第一條及び第四條に、唯今申す如く、天皇は統治權の總攬者であること云ふ事を書いてあるのであります、是れに就て誤解をしてはなりません、ぬのであつて、我が國の憲法は明治二十二年二月十一日を以て發布せられたのであるが、其の日を以て我が國の天皇なる者が統治權の總攬者となつたのではないのであります、憲法は天皇といふものを、其の時より直ちに人工的に、統治權の總攬者としたのではない、天皇なるものが統治權の總攬者であるのは、我が國建國以來定つた歴史上の事實である、是れは誰でも疑はぬ、憲法は其の定つたる事實を、文字の上に明かにしたに止まる、假りに憲法は此の第一條及び第四條を缺いて居るとしましても、矢張り天皇は統治權の總攬者であります、憲法の發布に依つて明治二十二年二月十一日に始めて、我が君主國體を確立したものではない、初めより確立して居る所の我が君主國體を、明に文字の上に示したに過ぎないのであります、其の歴史の實際に就ての話は、我が國體を明

かにしまするが爲めに、最も必要な事であり、憲法の講義を致しまする以上は、我が帝國の建國以來の歴史に就て、建國の始、天祖が瑞穂國是吾子孫可王地云々と云はれた時より、數千年を経て、色々變遷があつたけれども、併かし乍ら、君主國體の純粹なる所以は、一日と雖も、一瞬間と雖も、變らなかつたと云ふ事を委しく説明いたすといふ事が、憲法の講義の最も重要な部分であります、併かし乍ら、此の歴史は諸君が能く御承知の事であり、又我が建國以來、國體の純粹なる事は、餘りに明瞭にして、誰も之れを疑ふ者はないのでありますから、時間の都合と云ふ事だけではなしに、さう云ふ歴史の説明は略して置きます、略すると云ふのは此の點を軽く見ると云ふ意味ではない、最も重い事である、唯だ餘りに明瞭であつて、時間を費して私が説明しなくとも、我が民族千古の確信であつて、一人として之れを疑ふ者はない、明かなる事日月の如きものであるから、夫れで、私は特別に時間を費して之れを喋々致さぬのであります。

天皇は統治權の總攬者として、統治權を總へ行はれて居るのである、其れは天皇固有の力、天皇の初めから定まつた地位性質であつて、他より之れを附け加へたものではない、又他人の使用人、役人として統治權を行はるゝものではない、己れの統治權を己れの意味を以て行はれて居るのであります、然るに前回來申すが如く、西洋人の學說に於ては、國家は人民の共同團體であり、是れが統治權の主體であつて、君主といふものは法律上の人格の機關である、丁度會社の理事、支配人のやうなものであると云て居る、斯う云ふ理屈を我が國の憲法に當て嵌めて、天皇は國家の機關であると云ふことを申す者があるのであります、自ら稱して之れを學理的であると云つて居りますが、機關と申せば他人の使用人である、他人の手足であります、然らば天皇を以て統治權の總攬者である、と云ふ事は出來ぬ、統治權の出づる源である、と云ふ事は出來ぬのであつて、統治權の出づる源は國家といふ人民の共同團體である、と申さなければならぬ、さう云ふ説と云ふものは、歐羅巴の如き、如何なる國と雖も民主といふ事

を建國の精神として居る所には通用いたしませんけれども、我が國に於ては決して之れを用ゐる事が出来ない事は、前から繰返して述べて居るが如くであります。天皇は國家の機關ではない、自ら統治權の總攬者であること云ふ事は、委しく機關説の誤つて居る點を指摘して説明したのでありますが、是れも亦非常に明瞭な事であらうと思ひますから、重要な事であるけれども略して置きます。

天皇は統治權の總攬者でありますから、從て天皇の意思は我が國內に於て最高の意思であります。獨立の意思である、絶對的のものである、他人の意思で壓さへる事は出来ませぬ、無制限である、如何なる事と雖も、欲して爲し得ざる事はない、自己固有の性質に由るのであつて、他人の委託に依つて之れを行ふものではない、統治權の性質に就て申した事柄は、當然統治權の總攬者たる天皇の意思に當て嵌まる事は申すまでもない、天皇の意思を稱して統治權と云ふのでありますから、前の統治權の性質に就て述べた事は、再び繰返さなくとも。

天皇の意思にさう云ふ性質が具つて居ることは云ふまでもないのであります。

憲法の第三條に「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」とあります。神聖にして侵すべからずと云ふ言葉は、道徳上色々な意味を有つて居るのであります。併かし乍ら、其の道徳上の説明は別段致しませぬが、法律上の意味は、どう云ふ事であるかと申すと、天皇の意思は即ち統治權で、國家の内に於ては統治權に對抗すべき意思と云ふものはない、人の行爲を正しいとか正しくないとか判断する所の法律は、矢張り天皇の意思を本として出来たものでありますから、法律を以て遡つて、天皇の行爲が正しいか正しくないかを判断する事は出来ない、天皇の欲する所が正しい所であつて、法律に依る判断といふのは、天皇の判断でありますから、天皇の行爲其のものを、法律規則に當て嵌めて批判する事は出来ないものであります。我々が人の物を盗めば、夫れは正しいか正しくないか、法律に依つて裁判所が判断する、天皇の行爲に就ては一切さう云ふ事は出来ない。

のであります。之れを憲法は明に宣言して天皇は神聖にして侵すべからずと云つて居るのである。天皇は神聖にして侵す可らずと云ふ事は道德上深い意味がありますけれども、法律上は天皇は法律の上に在つて、一切の正不正の判断の上に超越して居ると云ふ事を示して居るのであります。

此の點に就て、歐羅巴に於ては斯う云ふ説が行はれて居ります。君主と雖も、矢張り法律に依つて其の行爲の正不正を判断せらるゝ事が出来ない事はない、しやうと思へば出来る、併かし乍ら、さう云ふ事をしたならば、君主の尊嚴を保ち、其の地位を鞏固に維持する事が出来ぬ、君主が悪しい事をした、其れを裁判所へ持つて行つて、被告として糾断すると云ふやうな事は、君主の尊嚴を損ひ、其の地位の鞏固を損ふのであつて、國家の爲めに不利益である、夫れであるから、理屈上君主の責任を問ふ事は出来ない事はないけれども、利害の上より君主は神聖にして侵すべからずと云ふ事を憲法に規定してあるのである。我が憲法第三條の意味も是れに外ならぬ、斯う云ふ事を言ふ人もあります、夫れは

君主と云ふものを佛壇の上に祭り上げて、木像の如く、何も仕事をしないものとする、祭り上げて置く考であつて、君主を以て事實上統治權の總攬者ではない、統治權の上に超然として觸らぬやうにして置くこと云ふ、全く便利説であります、私の憲法第三條の解釋は夫れとは根本的に異つて居る、天皇を以てさう云ふ仕事をしない、活動せざるものとした方が、國の安全の爲めに、天皇の尊嚴を保つが爲めに、必要である、利益であるから、神聖侵すべからずとしてあること云ふのではなくして、天皇は實際に於て統治權の活動の源泉である、統治して居らるゝのであるから、従て法律上の責任を問ふ事は出来ない、神聖にして侵すべからずであること申すのであります、俗論ではあります、随分識者が前申したやうな事を言ふ、君主といふものは實際何もせぬ方が宜ろしいのだ、何もせぬやうに木像の如く祭り上げて置かなければ、君主が實際仕事をすると云ふやうな事であつては、色々不都合を生ずる、夫れ故に神聖にして侵す可らず、高い所へ祭り上げて置かなければならぬ、斯う云ふ事を言ふのであります、

夫れならば君主は統治權の總攬者でなくなつて仕舞ふのであります。さう云ふ利口振つた議論と云ふものは、チヨット耳に聽いて面白いやうであります。が、其の結果は重大なる事となるのであつて、君主をして統治權の總攬者たらしめざるに至るのであります。此の種の俗論は斷じて採る事は出来ませぬ。

## (二) 我が國體の精華

只今我が天皇の地位性質に就て述べましたが、所謂る君主國體、即ち一人の君主が統治權の全部を有して國を統治するといふ國體は、歐羅巴諸國の歴史に就て見ますると云ふと、唯だ君主が實力を有つて居るとか、又は法律規則を以てさう定めたと云ふだけでは、圓滿に永い間續いて行はるゝ事は、非常に困難であるのであります。君主國體が圓滿に滞りなく永續して行はれまする爲めには、唯だ實力の關係や、憲法法律に夫れを定めてあると云ふ事の外に、道徳的に深遠なる基礎を必要とするのであります。歐羅巴諸國に於きましても、歴史上古來君主國といふものは、屢々あつたのであります。併かし乍ら、必ずしも夫れが滞りなく圓滿には行はれて居らず、或は滅びて共和國となつたものも澤山ある。歴史に就て見ますれば、君主國體が何千年の久しきを保つて續いて居るといふ事は、我が國の外に例は無いのであります。私が茲に我が國體の精華と

名つけますのは、此の點にあるのであります。是れは法律論ではなくして、我が國體の維持といふ事が鞏固なる深遠なる道德的の基礎の上に在るといふ事を、國體の精華といふ文字を以て現はしたのであります。國體の精華といふ事は教育勅語の内にもありますが、其れとは必ずしも同じ意味ではないのであります。歐羅巴諸國の歴史を見ますると云ふと、殆ど歴史上の變遷と云ふものは、君主と人民との争の歴史であります。君主が常に自ら考へて、自分の利益権力が一步前に進んだならば、人民の利益は夫れだけ壓さへられる、人民を壓迫すれば壓迫するほど、自分の利益であること考へて居る、人民の方では、君主を以て己れの敵であるが如くに見て、君主の利益権力を少しなりとも壓さへたならば、自分達の利益権力が夫れだけ擴張せらるゝ、斯様に考へて居るのであります。歐羅巴の歴史は斯う云ふ考から、君民互に敵視して争ふた歴史であること云ふ事が出来るのであります。夫れであるから、彼等は所謂專制政體——君主が一人の意思に依つて、國の政治をする事を、憎むべき悪い政治であること考

へて居る、專制の政體を行ふと云ふと、何時の間にか、君主が我が儘勝手政治を行ふやうになつて、人民の利益自由は壓迫され、人民の幸福は滅びるのである。專制政體は人民の敵である、斯う云ふ風に考へて居るのであります。實際歐羅巴の歴史に就て見ますると云ふと、專制政體は何時でも君主の暴虐惡逆の政治となるのであつて、人民は非常な不幸に陥つて居る事を見るのであります。彼等が專制政體と云ふ事を聞けば、戰慄して恐れるのも無理のない事と云はねばならぬ。歐羅巴の君主の内でも、例へばプロシヤのフレデリック大王の如きは、專制政治とは云へ、餘程仁政を行つた。後世斯う云ふ人の專制政體を名けて、開明したる專制政體、覺醒したる專制政體と云つて居ります。併かし乍ら、さう云ふ明君は非常な例外でありまして、通常は君主といふものは、人民を壓さへて人民を苦めるもの、人民といふものは、機會さへあれば君主に對抗して、己れの利益を圖らうとするもの、斯う云ふ風に考へられて居る。夫れが歐羅巴の歴史であります。一々實例は擧げませぬが、諸君も大抵さう云ふ事は御承知



であらうと思ふ、是れと我が建國以來の歴史とを比較して見ましたならば、我が國は數千年來常に所謂開明したる君主覺醒したる君主を戴いて居るのであります、君主が専制の政を數千年の間行つたけれども、一度も人民を壓する事を以て己れの利益とせられた場合は無い、我が建國の初より天皇は人民の父である、人民の慈父である、と考へられて居る、天皇は自ら人民を以て大寶の富むなり」と言はれた、さう云ふ君主といふものは歐羅巴の歴史に於ては決して見る事は出来ぬのであります、民の富めるは則ち朕の富めるなり」と言はれた言葉と、有名な佛蘭西のルイ十四世が「國は我れである、我れは國である」と言つた言葉を比較して見ましたならば、其の差異は誠に能く分るのであります、ルイ十四世と云ふ人は、極端な専制の君主でありまして、專政君主の標本として知られて居る、此の人が「國は我れである、我れは國である」と言つた言葉といふものは、専制君主の憎むべき心を現はしたものであるとして、今でも引用せら

れて居るのであります、即ち我れは國であるから、自分の勝手に出来るのであつて、自分の利益さへ圖れば宜い、自分の利益の爲めには、人民を驅つて戦争もすれば、重い租税も取立てる、さう云ふ意味であるから、憎むべき言葉である、と云はれて居る、我が仁徳天皇の「民の富めるは則ち朕の富めるなり」と仰せられたのも、矢張り我れは國である、と云はれたので、同じ言葉ではあるけれども、言ふ人が違ふと、非常に意味が違ふのであります、或はルイ十四世の言葉も、さう云ふ悪い意味で言つたのではない、矢張り人民を愛撫する意味であつたと云ふ人もあるけれども、或は實際さうかも知れぬけれども、ルイ十四世と云ふ人の全體の仕事が、何時でも人民を壓制して居る、暴虐な政を行つて居るから、其の言葉は非常に憎むべき言葉として聞えるのであります、我が天皇は歴代朕は國家である、國家は我れである、と云ふ考で、民の痛苦は朕の痛苦である、二人は國家の責任と考へられ、人民も亦天皇の利益と自分の利益とは一致して離れない、國に盡すと云ふ事は、君に盡すといふ事である、君に忠なるのは國を愛

する。のであつて、忠君愛國と云ふ事は一致して居ると考へ來つたのでありま  
す。歐羅巴諸國に於ては、國の爲めと云ふ事は、君の爲めと云ふ事は決して一  
致して居らない、我が國が建國以來、此の有難い發達をした事を、私は國體の精  
華として特に申上げて置きたいのであります。

今上天皇陛下が明治の初年に宣はせられたる勅語の一句に「天下億兆一人モ  
其所ヲ得サルトキハ、皆朕カ罪ナレハ」云々とあります。さう云ふ言葉を發する  
ことは、歐羅巴の君主杯の夢にも知らぬ事である、或は歐羅巴の君主の内でも、  
産業を勸め、人民の富を進める事を圖つた人もありますけれども、例へば佛蘭  
西の王朝時代の諸王などにはさう云ふ人がある、夫れで佛蘭西の工業は盛に  
なつたのでありますけれども、何の爲めにさう云ふ事をしたか、民の富めるは  
朕の富めるなりと云ふ意味でなくして、租税を出す力が殖へるやうに自分が  
僑をする財力の殖へるやうにと云ふ考から、又は外國と戦争して自分の功名  
を成すが爲めにと云ふ考から、人民の間に産業を起し、富を増さうとしたので

あります、プロシヤのフレデリック大王の有名な言葉に「我れは人民の僕であ  
る」と言ふた事がある、是れはルイ第十四世の「國は我れである」と言つた言葉と  
相對して、君主たるもの、心得べき實に立派なる言葉とされて居るのであり  
ます、夫れであるからフレデリック大王は、今に至つて獨逸人の尊敬を受けて、  
開明したる覺醒したる君主の摸範とせられて居る、我が國に於きましては、天  
皇は何時でも人民の僕である、と云ふ考を離れられた事はない、我が國に於て  
は、朕は國である、と云ふのも、人民の僕である、と云ふのと同じ意味で、君主は人  
民を赤子の如く慈くしまれる、人民も亦其の意味を能く體して居る、是れが國  
民道德の古來萬國に卓絶した所であり、君主を以て自分の慈父である、  
君主の力の殖へる事は自分の力が殖へるのである、君主の利益が伸長せらる  
ゝと云ふ事は己れの利益の殖へる事であると考へて居つて、君主人民の利害  
が一致して、君主と人民と相對して、其の間の利害がどうであるとか、斯うであ  
るとか云ふ考は未だ曾て起した事はない、さう云ふ點に於ては、凡ゆる綺麗な

言葉を以て、何とでも形容して話をする事が出来ませうけれども、モウ形容をしなくても、我が國體の精華、國民の道德の關係といふものは、諸君の熟知して居らるゝ所であらうと思ひます。斯う云ふ點は我が國の歴史の特色であつて、唯た我が國の歴史のみを見て居りますれば、必ずしも夫れに心づかぬのであります。西洋の歴史を試みに繕いて御覽になれば、我が國に於て君主と人民との利益が一致して居る、忠君と愛國とは一致して居る、人民は君主を仰ぐ事慈父の如く、君主の人民を見る事赤子の如きは、如何にも有難い世界に卓絶した特色である、國體の精華であると云ふことを認められるであらうと思ふのであります。

我が國の歴史に就て申しましたも、固よりさう云ふ關係に就て、時々盛なる事も衰へたる事もある、夫れは時勢の變遷で、此の國體の精華が外部に現はれると現はれざる場合があつたのであります。明治維新の事業といふものは、此の點より見ても、非常な大事業である、最も注目すべき我が國歴史上の大事

件である。と云ふ事が出来るのであります。我が國に於きましても、古來動もすれば君主と人民との間に這入つて、此の密接な關係を妨げたものがある、昔の醇朴な世の中の事を考へて見ますれば、天皇と人民との間は餘程親密であつた事は色々の例に依つて之れを證明する事が出来るのであります。朝倉や木の丸殿に居り玉へば、人民拜を爲して道を行くと云ふ、思ひやるだに心地よい上世の有様であつた、然るに、中世此のかた、悲い哉、其の中間に或る政治上の勢力が出来て、其れが君主の利益にも反し、人民の幸福にも反する事をするに至つた場合があるのであります。其れ等の歴史は委しくは述べませぬが、明治維新の大事業と云ふものは、我が國體の歴史の上より見て、色々の意味があるものであります。無用有害なる中間の分子を撤去して、再び古代の醇朴なる有様に復へらしめ、天皇と人民の利害を一致して、直接に相合して國の利益を圖つて行く。と云ふ、王政復古の大事業の、我が國の歴史上注目すべきものである。と云ふ事は委しくは述べませぬ、又是れは諸君の能く御承知の事であらうと思

ふ、憲法發布の勅語にもさう云ふ意味を現はしてあります、例へば「惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト並ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ」こゝ云ふ事は外國では決して言ふ事は出来ませぬ、國が盛になるのは君主の力であるか、人民の力であるか、歐羅巴中世の歴史を見ますと、國の盛になつた時は、却て人民の衰へて仕舞ふ時であるが、我が國に於ては實に有難い事で、今上陛下も親ら斯様に宣はれて居られる、誠に有難い事であるのであります、又或は憲法發布の前文に「祖宗ノ威烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈愛シタマヒシ所ノ臣民タルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿徳良能ヲ發達セシメムコトヲ願ヒ又其ノ翼贊ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持センコトヲ望ミ」云々とあります、何と有り難い御主旨ではありませぬか、斯う云ふやうな事柄を私は名つけて我が國體の精華と申すのであつて、

此の點は特に申上げて置きたいと思ふのであります、諸君も勿論さう云ふ事は御承知の事でありますけれども、外國の歴史を始終讀んで居ります者は、其の度毎に此の事を心に有難く、著しく強く感じて、感奮興起するのであります。

## (三) 皇位繼承

君主國體といふものは、何れの國に於ても、古來之れを見る事があつたのであり、併かし乍ら、我が君主國體は、外國の君主國體と比較して、又最も著しい一の特徴を持つて居ります。夫れは何のであるかと云ふと、我が皇統の萬世一系、數千年に亘つて窮りなき事であり、帝國憲法第一條にも、大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治スとあります。萬世一系の血統の人が統治すると云ふ事は、必ずしも何れの國に於ても同一の事ではない、歴史に就て見ますと或は人民の内より投票に依つて選舉した人が國王となつた場合もあります。或は國王たる者が其の死する時に際して相續人を指名して、適當の人材を擧げて、國王とすると云ふやうな國もある。近世に至つて歐羅巴の君主國體は、大抵は世襲の制度を採つて居ります。國王であつたものゝ子が、段々後を繼いで國王になると云ふ制度を採つて居る、併かし乍ら、歐羅巴人が此の制度を説明

しまする言葉は、我々が聞くに如何にも不思議であります。世襲の制度は歐羅巴には昔から無かつたのである。適當な豪傑が國の權力を執ると云ふ事は必要である。子孫が段々後を繼いで、國の權力を執ると云ふ事は、理屈としては合はぬ、併かし乍ら、一人の國王が死んで、其の次に復た別の國王を拵へると云ふ事になれば、其の度毎に色々争を生ずる。さう云ふ紛議の生ずると云ふ事は、國家の鞏固なる繼續を保つのでない。多少の無理屈は忍んでも、國家を鞏固に永續せしめやうと思ふならば、君主の地位を世襲のものとしなければならぬ。斯う云ふ説明をして居るのであります。即ち世襲の制度といふものは、利害得失の上より出て來た制度である。今日の所謂君主國は皆大抵は世襲の制度を採つて居り、選舉に依ると云ふやうな制度は無いのであります。けれども、其の意味は我が國とは全く異つて居る。我が國に於て萬世一系の天皇が國を統治せらるゝと云ふ事は、さう云ふ一時の便宜、利害得失の上より出た事ではなくして、嚴格に初めより既に定つて居る事であつて、國の特色として動す

可らざる基礎であるのであります。建國の始め、瑞穂國是我子孫可王之地、宜爾皇孫就而治焉、寶祚之隆當與天壤無窮矣」と宣はれた。其れに依つて定つて居るのであつて、便利であるから都合が好いから、今日に於ても世襲となつて居ると云ふのではないのであります。我が國民として吾々は、今日の天皇は祖宗の威靈を傳へて、天祖天宗が在すが如く我が國を治めて居られると、斯う考へて居る。我が國に於きましては、天皇の代が替はると云ふ事は、國の生命、國の組織といふやうな事柄に取つて、必ずしも重大な事ではないのであります。天皇の人が替ると云ふ事は、必ずしも重大なる關係ある事ではなくして、如何に人が替つても、矢張り祖宗の威靈を傳へて國を統治せらるゝのである。人民が之れを仰ぐこと、我々の祖先が祖宗の天皇を仰いだ如くである。祖宗猶在ますが如く、其の魂を今に傳へて、天皇と仰ぐと云ふのが、我が民族の千古の確信であつて、一時の便宜に依つて世襲の制度を採つたものとは、根本的に全く考の違つた事であるのであります。其の事は憲法の第一條にも掲げてあります。皇室

典範の第一條にも「大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス」とあります。又皇室典範の前文にも「天祐ヲ享有シタル我カ日本帝國ノ寶祚ハ萬世一系歷代繼承シ以テ朕カ躬ニ至ル云々」とあります。又憲法發布の前文にも其の事を明かにしてあるのであります。國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所」と云ふやうな言葉もあります。萬世一系の天皇は天壤と與に窮なく、永久に亘つて國の統治者である。統治權を總攬せらるゝのであると云ふことは、我が君主國體の最も著しき特色なのであります。是れは我が國家の將來鞏固なる繁榮發達に向つて、どれだけの利益があるか、どれだけ外國に比較して勝つた所があるかと云ふやうな事は、固より枝葉の問題であつて、どれだけの利益があらうとも無からうとも、さう云ふ事には關係なく、我々民族千古の確信として、此の外には何と致しやうもないのである。是れは利害得失の上より、又は憲法に依つて定められたと云ふ事ではなく、建國以來定つた永久變りなき民族の確信である。國の存立する所以の基礎である。

のであります。

我が國の皇位繼承の意義は斯の如きものでありますから、一人の天皇が崩御せられて、新なる天皇が位に即かれると云ふ事は、決して統治權の總攬者其の人を替へたと云ふやうに考へる事は出来ぬ、觀念の上に於て我が統治權の總攬者は、建國の始めより永久に亘つて、恰も一人であるが如く、天皇の實際上の人を替へても、少しも變更のなきが如く繼續して居ると云ふことを、我が皇位繼承の觀念といたします、夫れであるから、我が國に於きまして、天皇が崩御せられますれば、其の次に當るべき人が直ちに位に即くのであります、位に即くと云ふ言葉が既に誤解を招き易いのであります、其の間に外部より見れば、少しも何の變動も無い、天皇崩御せられて、代りの人が位に即かれると云ふやうな事は、唯だ形の上の事であつて、實際に於て、外部より見ては、何の變動もないのであります、皇室典範の第十條、天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承クとありまして、天皇が崩御せらるゝ時は皇嗣即ち踐祚——即時位

に即かれるのである、外國の皇位繼承の例を見ますると、丁度我々の家の親爺が死んで、子供に財産を傳へると云ふやうな有様になつて居ります、或は相続人を指定して遺産を相続させると云ふやうな事であつて、或は我々なれば裁判所に行つて登記する、さう云ふやうな手續を必要とする、或は後を繼ぐものが君主になると云ふ事を承諾しなければならぬと云ふやうな事が定めてある國もある、我が國に於てはさう云ふ事は無いのであつて、如何なる人が將來皇位に登るか、と云ふ事は、建國の始めより既に定つて居るのであります、數萬年の後に誰が我が皇位に即くかと云ふ事は、建國の始めに既に定つて居るのであつて、其の時々に或る人を以て皇位に即かしむるのではない、是れが我が皇位繼承の特色であります、何人が皇位に登るか、何人が天皇になるか、即ち天皇が崩御せらるゝ時は、次で天皇となる者は誰であるかと云ふ事は、唯だ今申した如く、我が國の制度として建國の始めよりモウ定まつて居ると云ふ意味を有つて居るのであつて、和氣清麿の有名なる言葉に「我國家開闢以來君臣分

定矣天之日嗣必立皇緒」と云ふに依つても明かであります、天祖の詔を見ても「我子孫可王地就而治焉」とあるのを見ても明瞭であります、其の時に既に數萬年の後の天皇は誰であるかと云ふ事が定まつて居ると云はなければならぬ、皇室典範には皇位繼承の規則を定めて、我が國建國以來定まつて居る所の、皇位繼承の順序範圍を文字の上に明かに示して居るのであります、是れは文字の上に示さなくても、既に定まつた明かな事であるけれども、憲法發布の時に之れを明瞭にするが爲めに、皇室典範を以て定められたのであります。

皇室典範の規定を簡單に説明いたします、皇位繼承の範圍、即ち如何なる人が皇位に登る資格があるかと云ふことを、先づ皇室典範は定めてある、其れは典範の第一條であります、大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス」と定めてあります、さう云ふ人でなければ皇位に登る事は出来ぬ、即ち天之日嗣といふ事を明かに茲に分析して書いてあるのであります、祖宗の皇統といふのは血統——血續きといふ事であります、天皇の血統——血が續か

なければ之れを皇統と云ふ事は出来ぬ、即ち養子と云ふ事は之れを認めないのであります、而して其の外にも條件を置いてあるのであります、其れは男系の男子——第一には皇統でなければならぬ、第二には男系、第三には男子、男系でなければ假令皇統であつても天皇となる事は出来ぬ、男系と云ふのは男に依つて傳はる血筋を云ふのであります、女に依つて傳はる血筋といふのは内親王、女王が皇統以外の者と結婚せられて生れた子で、之れは女系であります、我が國の法は昔より女系を排斥して血統と見ないと云ふ事になつて居る、男系でなければ皇統としないのであります、是れは外國でも皆さうなつて居るとは云はれませぬ、例へば英吉利の如きは女系でも國王となる事が出来るやうになつて居る、夫れから血統が續いて居り、男系であつても、男子でなければ皇位に登る事は出来ぬ、是れは前二つの事とは違つて、我が國の歴史に於て二三の例外はあります、併かし、其れは誠に例外であつて、夫れを採つて以て法とする事は出来ないのでありますから、原則に従つて皇室典範は男子



にあらざれば皇位に登る事は出来ないと定めてある、即ち皇統であり、男系であり、男子でなければ天皇となる事は出来ないのであります、斯の如き皇位を繼承する資格のある人、天皇となり得る人は、或る一つの時に於て多人數あることがあるのであります、一人の天皇が崩御せられた時に唯今のやうな資格のある人は五人なり十人なり二十人なり多數あるのである、其の内誰か一人天皇となる人を定めなければならぬ、夫れを皇位繼承の順序と申します、皇位繼承の順序は又典範に委しく定めてある、此の順序は典範の定めは少し分り悪いのであります、が、典範の定めを讀みますと、第二條に「皇位ハ皇長子ニ傳フ第三條に「皇長子在ラサルトキハ皇長孫ニ傳フ皇長子及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇次子及其ノ子孫ニ傳フ以下皆之ニ例ス」第四條に「皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ嫡出ヲ先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル」第五條に「皇子孫皆在ラサルトキハ皇兄弟及其ノ子孫ニ傳フ」第六條に「皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父及其ノ子孫ニ傳フ」第七條に

「皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ傳フ」第八條に「皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス」とあります、是れはチヨット分り悪いから、分り易しいやうに、別の言葉で説明致します、典範には皇位繼承の順序に就て、先づ系統の前後を定めてあるのであります、一人々々の人の前後を定むる前に、系統の先後を定めて居る、夫れは三つの順序があります、第一には直系を先にし傍系を後にするのであります、直系と云ふのは子より子に傳はるので、傍系と云ふのは兄弟より傳はり又伯叔父より傳はるものであります、子より孫、孫より曾孫に傳はるのが直系、兄弟から傳つて行くのが傍系であります、さう云ふ色々な系統が皇室の内

に在る譯であります、が、さう云ふ多くの系統に就ては、先づ直系の者が繼いで、其の系統の者が一人も居らざる時は傍系に移つて行く、之れを直系を先にし傍系を後にすると云ふのである、其の次には嫡系を先にし庶系を後にします、子供には嫡出と庶出とがある、結婚に由つて生れたのが嫡出、結婚に由らずし

て生れたのが庶出であります。嫡系と云ふのは正常な結婚に依つて生れた子から出づる子孫で、庶系と云ふのは結婚以外に生れた子に依つて傳はるものを謂ふのであります。夫れで同じ直系の内に於きまして、嫡出の子と庶出の子とありました場合には、嫡系を先にし庶系を後にする。夫れで系統が庶系となりますと云ふと、其の一人に就ては嫡出であつても、皇位繼承の順序より云ふと後になるのであります。例へば一人が嫡出であつても、其の父が庶出である。其の子孫は何時までも庶系となつて仕舞ふのであります。又其の反對に一人が庶出であつても、父が嫡出であれば其の系統は嫡出である。其の一人から始つて今度庶系になるのであります。斯う云ふ場合には天皇が本でありますから、天皇に近い所に於て嫡であるか庶であるかと云ふ事を定めるのであります。庶系は系統として後に附くべきものとして、嫡を先にし庶を後にするのであります。第三には長系を先にし幼系を後にします。例へば天皇の子が三人居られる、其の時には最も年を取つた人の系統が一番先になり、年の一番若い

子の系統が後になる。茲に三人の子供があるとして、假りに三十、二十五、十としますると、三十の人の系統が長系になる。だから繼承の順序は此三十の人が第一番であつて、若しも此の人が死んだとすれば、其の子供があれば、年は二つでも三つでも繼ぐのである。二十五、十の人は幼系であるから繼ぐ事は出来ぬ。年の長幼より先づ系統の長幼に依つて決する。ズツト子孫に至つて、ポツチリ一人残つて居ると云ふやうな場合には、矢張り長系に生れたものが繼ぐ。夫れで系統の順序は極るのであります。同一の系統の内に於ては如何なる人が繼ぐか、即ち第二に人の前後、一人々々の前後を申します。是れも順序が三段になつて居る。第一には親等の近きものを先にします。親等といふのは皇室のみではない、我々にもあるのであります。一等親、二等親、三等親と云ふやうになつて居りまして、親と子とが一等親、兄弟は二等親、伯叔父が三等親といふ事になつて居る。是れは自分より數へて親子兄弟といふやうに近親を定めるのであつて、親等の近い者は親等の遠い者より先に皇位を繼ぐのであります。次には嫡

出庶出同じ親等のものが三人も四人もある場合には嫡出を先にし庶出を後にする、夫れから第三には長幼、年の上の者を先にし年の少い者を後にするのであります斯の如き方法に依つて何人が皇位に登るべきかを確定する譯であります。

皇室典範には皇太子の冊立と云ふ事があります、皇太子を冊立する禮式を行ふ併かし乍ら、此の人が皇太子であると云ふ事を別段極める必要はないのである、皇室典範の皇位繼承の範圍及び順序に依つて、誰が皇太子であるか、即ち皇位を繼ぐべき人であるかと云ふ事は定まつて居る譯である、夫れで別段に此の人が皇太子であると云ふ事を定める必要はないのである、皇太子の冊立といふことは皇位繼承の上より云つて何も意味のあるものではない、唯だ其れは一の禮式に過ぎない、皇太子を先に定めて置いて、夫れより後天皇崩御に至るまでに、其の皇太子より先に皇位を繼承すべき人が生れたならば、皇太子を冊立したと云ふ事は消へなければならぬ。

斯くの如き順序に當る一人が、天皇が崩御せられたならば即ち踐祚し、即時に天皇となる場合にも、何の儀式も手續も要らない、建國の始めより定まつて居ると申しましたが、其の通りであつて、其の時に別段此の人を天皇にするると云ふ手續は要らぬ、殊に國家の統治權は一日と雖も、一瞬間と雖も止む事は出来ない、天皇崩御すれば次の人が直ちに天皇となるのであつて、其の間に間隔を置くと云ふ事は出来ぬのであります、即位の禮を京都に於て行ふと云ふ事が典範に定めてありますが、其れは唯だ儀式であつて、即位の禮を行はれた時に初めて天皇になり得るのではないのであります。

斯くの如き人が皇位に登ると云ふ事は、皇室典範に定めてあつて、我が國建國以來の定法であるから、一つ々々の場合に勝手に之れを變へる事は出来ないのであります、如何なる事情があつても之れを變へる事は出来ないのであります、或は此の人を天皇にするよりも、更に適當の人材があること云ふやうな場合にも、決して之れを變更する事は出来ない、併かし乍ら、皇室典範の第九條に

は一の例外を認めて居ります、夫れは斯う云ふ事であり、皇嗣精神若ハ身體ノ不治ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及び樞密顧問ニ諮詢シ前數條ニ依リ繼承ノ順序ヲ換フルコトヲ得とあります、どう云ふ人でも皇位繼承の順序に當つて居れば、天皇となるのでありますが、其の人が若しも精神若は身體の不治の重患があるか、又は重大の事故がある時——重大な事故とは何を謂ふか、豫め我々が想像する事は出来ぬのでありますが、兎に角重大な事故がある時は、前に定つて居る所の順序を換へる事が出来る、夫れも唯だムヤミに換へる事は出来ぬのであつて、皇族會議といふものを典範で定めてあります、其の皇族會議及び憲法に定めてある所の樞密顧問の意見を聽いて、其の順序を換へる事が出来るのであります、皇族會議及び樞密顧問に於ては如何なる事を決議いたすかと申すに、其の問題となつて居る所の皇嗣が果して身體若は精神の不治の重患があるか、又は重大の事故を有つて居るか、どうかと云ふ事を認定するのであります、決して皇族會議及び樞密顧問の決

議を以て皇位繼承の順序、典範に確かに定つて居る所のものを換へる事が出来る、といふのではない、或る特別の一人に就て、さう云ふ事情が實際有りや無しやと云ふ事は、人の見る所に依つて違ふ場合もあるから、皇族會議及び樞密顧問の議を経て之れを決するのであります、夫れが極れば其の人は斯う云ふ障害に當るものとして、皇位繼承の順序より除かれる、除かれたならば次ぎの順序に當る人が皇位に登るのであります、此の場合には次ぎの順序に當る人が必ず皇位に登らなければならぬのであつて、別の第三、第四の順序に當る人が如何に適材なりとて皇位に登る事は出来ない、唯ださう云ふ事情のある一人を除くのみであつて、皇位を繼承すべき人を指名すると云ふ事は典範には認めてないのであります。